

第42回守口市子ども・子育て会議

開催日時	令和6年11月5日（火）午後3時00分～午後6時00分																																
開催場所	守口市役所4階 行政会議室																																
案 件	<p>(1) 開会</p> <p>(2) 議題 「（仮称）守口市こども計画」素案について</p> <p>(3) 閉会</p>																																
出席者	<p>○出席委員（9名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">久保田 健一郎</td> <td style="width: 50%;">永井 由恵</td> </tr> <tr> <td>鎌田 英里</td> <td>横山 美香</td> </tr> <tr> <td>森 滝子</td> <td>邨橋 雅廣</td> </tr> <tr> <td>東 英子</td> <td>芹井 祐文</td> </tr> <tr> <td>津嶋 恭太</td> <td></td> </tr> </table> <p>○事務局（10名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">こども部部长</td> <td style="width: 50%;">田中</td> </tr> <tr> <td>こども部次長</td> <td>西川</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課 課長</td> <td>大下</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課 課長代理</td> <td>津田</td> </tr> <tr> <td>こども施設課 課長代理</td> <td>望月</td> </tr> <tr> <td>こども施設課 主任</td> <td>松本</td> </tr> <tr> <td>子育て支援政策課</td> <td>林田</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飯田</td> </tr> <tr> <td>こども家庭センター センター長</td> <td>福前</td> </tr> <tr> <td>こども家庭センター 課長代理</td> <td>宮崎</td> </tr> <tr> <td>委託事業者</td> <td></td> </tr> </table>	久保田 健一郎	永井 由恵	鎌田 英里	横山 美香	森 滝子	邨橋 雅廣	東 英子	芹井 祐文	津嶋 恭太		こども部部长	田中	こども部次長	西川	子育て支援政策課 課長	大下	子育て支援政策課 課長代理	津田	こども施設課 課長代理	望月	こども施設課 主任	松本	子育て支援政策課	林田		飯田	こども家庭センター センター長	福前	こども家庭センター 課長代理	宮崎	委託事業者	
久保田 健一郎	永井 由恵																																
鎌田 英里	横山 美香																																
森 滝子	邨橋 雅廣																																
東 英子	芹井 祐文																																
津嶋 恭太																																	
こども部部长	田中																																
こども部次長	西川																																
子育て支援政策課 課長	大下																																
子育て支援政策課 課長代理	津田																																
こども施設課 課長代理	望月																																
こども施設課 主任	松本																																
子育て支援政策課	林田																																
	飯田																																
こども家庭センター センター長	福前																																
こども家庭センター 課長代理	宮崎																																
委託事業者																																	

○久保田委員　それでは、定刻になりましたので、第42回守口市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

まず、本日の出席委員数について、事務局に報告を求めます。

○事務局　本日の出席委員は、定数14名中、8名でございます。

なお、本日東につきましては、業務の都合上、遅れての参加となる旨連絡をいただいております。

○久保田委員　ただいま事務局より報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、本日の会議資料について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　本日の資料でございますけれども、印刷機の不調によって一部資料に汚れがございまして大変申し訳ないですが、御了承をお願いいたします。

それでは、本日の会議資料について説明させていただきます。

まず、【資料1】守口市子ども計画の構成。

次に、【資料2】第1章 計画の概要。

次に、【資料3】第2章 守口市子どもと家庭環境を取り巻く現状。

次に、【資料4】第3章 第二期計画の評価と課題

次に、【資料5】第6章 子ども・子育て支援事業計画です。

資料の一部に軽微な修正がございましたので、本日配付資料において修正させていただいております。大変失礼いたしました。

また、当日配付の資料としまして、参考資料の3点を配付いたしております。

【参考資料1】量の見込みの計算方法について。

【参考資料2】にじいろ認定こども園の民間移管について。

【参考資料3】守口市立児童センターのあり方について。

以上でございます。

○久保田委員　ありがとうございました。

ただいま事務局から資料の説明がありましたので、各自資料の御確認をお願いします。過不足などございませんでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは不足などはないようですので、早速本日の議題に入らせていただきます。

本日の議題は、次第に記載しているとおりです。

議題としては「(仮称)守口市こども計画」の素案についての1つしかございませんが、内容が多いので、1章ごとに区切って審議を進めたいと思います。

本日検討するのは、第1章から第3章と第6章の部分になります。

第6章が、子ども子育て計画に関する部分となっており、議論に時間を割くべき箇所かと思っております。限られた時間ではございますので、一定の時間を目途に区切らせていただきます。御協力よろしく申し上げます。

それでは、まず1つ目「第1計画の概要」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、守口市子ども計画(素案)の「第一章 計画の概要」について説明させていただきます前に、守口市こども計画の全体の構成について説明いたします。

資料1「守口市こども計画の構成」を御覧ください。

今回作成するこども計画については、前回全体の骨子案を提示させていただきましたが、「第1章 計画の概要」にて概要を記載、「第2章 守口市の子どもと子育て環境を取り巻く現状」及び「第3章 現行計画の評価と課題」にて、現状・課題の整理を記載、「第4章 計画の基本的な考え方」「第5章

施策目標別の展開」 「第6章 子ども・子育て支援事業計画」にて、今後の方向性と具体的な取組を記載、最後に「第7章 計画の推進に向けて」にて推進体制を記載するという構成で作成いたします。

それでは、「第1章 計画の概要」について説明させていただきます。

資料2 「第1章 計画の概要」を御覧ください。

1. 計画策定の背景と趣旨から説明いたします。

(1) 計画策定の背景ですが、国の大きな動向やこども計画の法的な位置づけについて記載しております。

(2) 計画策定の趣旨では、本市における守口市こども計画の位置づけについて記載しております。今回の守口市こども計画については、今まで作成しておりました、子ども・子育て支援事業計画や貧困対策推進計画を内包する計画として作成をいたします。

2. 国のこども政策の動向では、表題どおり、国の動向や大阪府の動向をまとめたものとなっております。

3. 計画の位置づけと期間についてです。

(1) 計画の位置づけについてです。守口市こども計画については、市町村こども計画として策定します。また、本計画は子ども子育て支援事業計画や市町村行動計画等を含んだ計画として策定を予定しております。

また、次の、(2)ほかの計画との関係については、図表のとおりとなっております。

(3) 計画の期間についてでございますが、本計画につきましては、令和7年度から令和11年度の5年間の計画として策定します。

また、第二期子ども子育て支援事業計画及び貧困対策推進計画の終期が令和6年度となっておりますので、先ほど説明申し上げましたとおり、本こども計画に包含する形での策定となっております。

第1章については、以上です。

○久保田委員 ありがとうございます。

委員の皆さんは、何か御意見などありますか。

最初僕のほうからよろしいですかね。「子供」の表記ですけど、どうしますかね。結構、子供の「子」を平仮名にしている自治体が多く、一応こども家庭庁のほうだと平仮名表記ってなってる。法律以外は、もう全部平仮名の「こ」にしちゃってる自治体も多いかなと思うんですけど。

○郵橋委員 私は、子供の「子」、漢字を使ったほうがいいと思います。というのは、「子」と「子ども」の子とが比較、分かりづらいので。

○久保田委員 はい、はい。

最初ぱっと思っただけ。結構他市だともうあれなんです。結構平仮名にしてるところが多いような気はします。でも、もちろん郵橋先生おっしゃったように、そういうふうにするということも考えられますけど。

○津嶋委員 よろしいですか。今言われている、ここの表記についても守口市子供の貧困対策推進計画の時は漢字の「子」なってますけど、そのすぐ下の行の計画策定の背景と趣旨のところ、守口市こども計画はもう平仮名の「こ」になって、ここでも併用されているという。

○久保田委員 なんか本文とか全部平仮名で、法律のところだけ漢字の「子」にしてるようなところがね。そういうところが多いような気もするんですけどね。この辺りは、ちょっと市の方向性でいいかなと思うんですけど。

○事務局 表記ちょっと様々あるんですけども、基本的にはこれ国の指針に基づきましてつくっておりますことから、引用公文、国の法律上ですね、使われてるところを基本的に引用する形を取らせていただきますので、ちょっと併存が今見かけられるんですけども。基本的には、国も使い方によって漢

字表記と平仮名表記がありますので、一応計画という形で国の文言を適切に反映されるようにはさせていただいてるんですけども、ちょっと見る方から見ると、ちょっといろいろ使ってる形には見えてしまうのかなど。しかしながら、国を引用する場合はその漢字を使ったほうが適切かなど思っております。

○久保田委員 としてはもうそのままされたら。

○事務局 ちょっと御意見があったので、ちょっとだけですね。実際、市町村、今タイトルの部分ですかね、会長がおっしゃられてるのは。例えば。

○久保田委員 タイトルは平仮名ですもんね。

○事務局 法律上ですね、すみません。引用上、こども計画は平仮名になってますので。

○久保田委員 そう、そう。

○事務局 ちょっと統一感が。

○久保田委員 このこども計画は平仮名で、子ども・子育て支援法はまだ漢字なんですよね。

○事務局 そうです。子は漢字ですね。

○久保田委員 そう、そう。まだかなり、文科省がまだ「供」まで漢字にしているのもおかしい。

○事務局 こども家庭庁もあるんですけども。基本的には、国の引用のところと合わせた表記とさせていただいてるというのが、今の考え方でございます。

○久保田委員 はい、分かりました。

ほかは何かありますか。

○郵橋委員 ごめんなさい。子供の貧困も含むんですよね、今回。子供の貧困も。

○久保田委員 貧困も含みます、はい。

○郵橋委員 そしたら前のときに言ったように、子供の貧困状態が経済的な貧困なのかというときに、文化的貧困というのでも考慮の中に入れて作成をお願いしたいなと思います。子供たちが平等に育っていくためには文化的環境が同一でなければならないというのは、もう国会で昨日言われてますし、文部科学省も目指しているところですので、それに適応するような対応ができるようなものにしてほしいなと思います。

○久保田委員 ほかは。ここは何かありましたか。大丈夫ですかね、これは。大卒なここは計画の概要っていうところで、ここは以上とさせていただきます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

2つ目の議題、「第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、守口市子ども計画（素案）の「第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状」について説明いたします。

資料3「第2章「守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状」を御覧ください。

初めに1、統計から見る子どもを取り巻く現状についてです。過去の記載ページ、9ページから19ページには、人口の推計や出生率、世帯の推移について数値及びグラフで記載しております。また、下部のページ番号9に人口推計を記載しております。この人口推計は、この計画における人口推計の基礎となる数値としております。参考にこの部分について抜粋した資料をつけておりますので、御参考いただければと思っております。

次に下部に記載のページ番号20を御覧ください。

こちらに記載の（8）統計データから見る現状のまとめでは、統計の数値に対するまとめを記載しておりますので、こちらについて少し御説明させていただきます。

①人口・少子化の動向について、②世帯の動向について、③女性の就労状況について、④子どもの進路についての4つの視点でまとめております。

まず、①人口・少子化の動向についてです。

本市における人口推移は減少傾向にあります。合計特殊出生率については、増加傾向にあり、大阪府及び全国よりも高い水準にあります。しかしながら、0歳から17歳の子どもの人口については、減少傾向にあります。

出生数の減少には全国よりも一定の歯止めがかかっているものの、引き続き子育て世帯の定住促進に向けた取組が必要です。

次に、②世帯の動向についてです。

ひと世帯当たりの人口については、国勢調査での数値なので、最新の数値が令和2年度となっておりますが、こちらも減少傾向にあります。一方で、18歳未満の子どものいる世帯の数については、平成27年度以降増加しています。また、独り親世帯の数は減少傾向となっており、共働き世帯の数は増加傾向にあります。

子育て世帯の減少には歯止めがかかっている状況ではありますが、将来的には全国的に少子化が見込まれることから、引き続き子育て世帯への支援の充実、質の向上に取り組んでいく必要があります。

次に、③女性の就労状況についてです。

女性の年齢階層別労働力率をみると、子育て期にあたる30歳代に労働力率が低下するM字カーブはほとんど解消されており、結婚や出産した後についても就労を継続する女性が増えていることが分かります。子育て家庭の男性、女性がともにライフワークバランスを実現できるように、引き続き子育てと仕事の両立支援に取り組んでいく必要があります。

最後に、④子どもの進路についてです。

大学への進学率については、全国及び大阪府の平均よりも高い値となっております。引き続き育った家庭環境にかかわらず、こどもたちが夢や希望を抱けるように支援をしていくことが必要です。

以上が(8)統計データから見る現状のまとめについてです。

次に、2、調査からみた守口市の子どもと子育ての状況についてです。

まず(1)ニーズ調査の概要、(2)こどもの生活に関する実態調査の結果概要ですが、こちらについては、前回の会議にて御説明させていただきました、ニーズ調査の結果となっておりますので、本会議においては説明を省略させていただきます。

次に、下部ページ29を御覧ください。(3)妊産婦調査の結果概要についてです。

こちらにつきましては、計画策定に当たり追加で実施したものとなっております。妊婦及び産婦を対象として、令和6年8月20日から9月30日に対象世帯に配布いたしました。本調査において、子育てサービスの認知度や育休取得率や就労状況、利用したいサービス等について調査を行いました。

次に、次のページ、下部ページ31、(4)その他調査の結果概要についてです。

こちらにつきましても、計画策定に当たり追加で実施したものとなっております。本調査では、市立の小・中学校の養護教諭やスクールカウンセラー、市内の子供の健全育成を掲げるNPO法人に対して調査を行い、児童の抱える現代的な健康課題等について調査を行い、その支援の課題について調査しました。

第2章についての説明は、以上です。

○久保田委員 どうもありがとうございました。

それでは、第2章について何か御意見ございますでしょうか。

○郵橋委員 よろしいですか。

ニーズ調査の結果のところ、最初ですね。保育・教育サービスの利用意向についてというところで、長期休暇中の幼稚園の利用意向は、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が31.1%で前回調査と比

べると14.1ポイント高くなっていますということなんですけれども、これについては、「そうですね、充実させていきましょう」ではちょっと済まないかなとは思いますが。

というのは、預かり保育が増えるということは当然先生たちの労働時間が長くなる。あるいはこの夏休み中に年休を取っていくというふうな生活をしてたことができなくなるために、休みが取りづらくなるということも出てきます。そういう意味では、やっぱりその負担増をどうするかということ踏まえた上での計画をしっかりと立ててもらわないと難しいかなと思います。

それと同時に、今保育園のほうで問題になっているのは、保育園の子供たちは、土曜日まで利用できるんですね。それは親の意向で利用できるんですけども、よくよく見てると、これから遊びに行くんちゃうのっていうふうな格好で送ってきて、「今日、仕事です」って言われても、えって思ってしまうんですね。実際、仕事ではないと、あとでお土産を持ってるのが見えてるといような状況で、それまですんなり受けていいものなのかというあたりのことをこれから先ちょっと考えていっていただきたいかなと思います。

普通だったら土曜日休みの企業がどんどん増えてますし、週休2日制が進められている中で、こういうふうな保育業務にあたる先生たちは、ますます取りづらくなっているのにもかかわらず、給料のほうは小学校の先生なんかよりも低い。社会インフラといって、コロナのときでもずっと開所してたんですけども、それについての評価もあまりされていないなということは、もうちょっとここで考えていただかないといけない問題かなと思います。

○久保田委員　今おっしゃられたのは、22ページのところですよね。

○郵橋委員　ページ数、前に送ってもらったのにはページ数はついてないんです。

○久保田委員　そうですね。前のはなかった。今日の、これあります。

○郵橋委員　前の全部読んでそこに書きこんでるので。

○久保田委員　そうですね。今日の資料のだと22ページのところにあります。

○津嶋委員　併せて保育園のほうでも課題ということで現状の課題をおっしゃったんですけども、幼稚園のほうもしかりで。認定こども園になってるところが多分にあるんですけども多いんですけども、1園のみが私学助成と言ってるし、守口市では幼稚園で残ってるんですけども。

やはりここにあるように、いわゆる病気のとき迎えに行く者がいないであるとかですね。ですから病気のときもそのまま通わせて見てもらっておきたいというようなニーズであるとか、まさに夏休みも今までであれば2時まで、お昼からはもう家庭に帰る子供がほとんどだったんですけども、認定こども園になったことによってほとんど長時間ですね、8時間、11時間。長いところでは11時間半とか12時間預かっておりますので、そういうところではこういうニーズが高まれば、その分保育士も確保しなければならぬですし長時間労働になってくる。こういうところの受皿の体制を民間でもって、ほとんど民間施設にあるんですけど、民間に持ってどういう形で整えていけるかというのは今後の課題になってくるので、また別の章での関連かなと思うんですけど、そういうふうには考えています。

○久保田委員　これだから、結局量のほうのところ反映するときに、やっぱりちょっとその辺りはちょっと気にしていかないと、ちょっと保育士さん、保育者の労働というのが際限なくなってしまうところがあると思うので。

○郵橋委員　子供の数で先生の数が規制されるということがそもそも問題で、結局先生たち、子供たちが早く利用できるように、守口市なんかは朝7時から開所を求めますよね。ということは当然、朝8時から8時間労働なんですよ。ということは、まだ子供たちいてる間には帰っちゃうわけですよ。その後の労働をどうするかっていうあたりを全部、パートとかフリーの数人で補っているという状況であるということは、ここの委員の先生は知っててもらいたいと思います。

それでなおかつ土曜日も増えてくると土曜日に出勤しなければいけない状況が出てくるから、先ほど言ったような休みが取りにくい状況になってくるんだということですね。

○久保田委員 ほかの点。

○邨橋委員 ほかいらっしゃらなかつたら、いいですか。

子育てに対する意識のところですね。2ページぐらいあとだったかな。

○津嶋委員 25ページですね。

○邨橋委員 子育てに対する意識ですね、はい。これがですね、一番最後のところで『支えられていると「感じる」が前回調査と比べて認定こども園・幼稚園・保育所や地域子育て支援拠点などの職員が増加した一方である』ということですね。これは確かに私たちとしてはうれしいことなんですけれども、その反面、人手が不足にそこに対応十分しきれてないっていう迷いと、若い先生が多いことによる経験不足、これを補う場所がなかなかないということで苦勞してるっていうの、本当です。当然のことです。

それと同時に、コロナの時期に家庭で親子で対応してたおかげでコミュニケーション能力がやっぱり落ちてしまってる、ちょっとグレーゾーンに近くなってしまってる子供たちが大量に入ってきたときに、その子に対応するためのハウツーをもう前にいらっしゃった先生から聞くしかないという状況で子供たちに対応しているということは知ってもらったほうがいいと思います。ここをきっちりサポートするための施設があれば、それとなおかつ、そこが研修センターとしても機能するようなものであればありがたいかなと思います。

○久保田委員 いろんなデータでここの傾向なんですよ。近所の人というのが減って、保育者というのが、要するに園の先生みたいな感じが高くなって。大体どこの自治体とかいろんなデータでもう現れてるので。だから、保育所のほうにそういった対応というのが求められてるんだけど、現状で忙しいプラスしてそういうところも今かなり求められてきてるところがあるので、地域の力もこれからどんどん強くなるというのはちょっと考えにくいところはあるとは思いますが。その辺りをどうにかね。地域の力も強くしてという。

○邨橋委員 地域の人の力というのは、気楽に話できるかどうかだと思うんですよ。そういうふうには地域の人が集まって何かやってるような場面、気楽な場面があるかどうかなので。例えば、自治会活動とかと言われてしまうとしんどいから入らないという方いらっしゃるけれども、この活動の役員とか言われるとしんどいという話になるんですけども、何かいろんな、ぱっとイメージするのは、お祭りの太鼓をたたくグループでやってみたいなど。覗いたら「おーやってみいや」みたいな、そういうような付き合いの中でいろんな話ができるという人はすごくいるとは思いますが。多分、幼稚園とかこども園の先生はそういうところなんです。毎日顔を合わしてるから、「今日ね」とかっていう感じでちょっと愚痴っぽいところから話が広がってくるというのが一番大きいところなので、そういう意味では、毎日来てるという敷居の低さがやっぱり大事なんだろうなとは思いますが。

○久保田委員 そういう場をどんどんつくれるようにしてるというのは、すごく大事になってくるかなと思います。

どうでしょう。ほかに何かありますか。これ調査結果のところですけど。調査結果を見られて何か思ったこととか。

○邨橋委員 ちょっと気になるのは1つあります。市役所への要望についてのところなんですけども。これも次のページかな。

市役所などへの要望について、「充実してほしい子育て支援サービスは、経済的援助の拡充以外は前回と比べて低くなっています」というのはすごく気になるんです。

本来は、相談できる施設であるはず行政であるはずなのに、これが上がってないとはどういうことなのかなというの、やっぱりちょっと気になります。

それと、経済的援助についても1つだけお願いしたいことがあります。以前、児童手当っていうのがありましたよね。あの国のばら撒きで各家庭に10万円とか20万円とか。あのばら撒きは、子供たちにとってはほとんど意味がないっていうことだけは、委員の皆さんも知っていただきたいと思います。

うちの園の先生なんですけど、家の壁のペンキを塗り直したら、えらい高い見積りが来たから、高いから何とか安くしてよって言ってたら、「子供さんの児童手当があるでしょ」とかって言われてしまうって。社会的にはそういう認識なんですね。

親もお金が入ったから食べに行こかみたいなの、旅行に行こうかと。それは、いろんな食の経験があるとか、社会見学やって言ってしまうえばそれはそうかも分からないですけども、それが果たして直接的に子供たちの学習・育ちにつながるかということになってくると、やっぱりきっちりした施設にきっちりしたお金を入れるほうがいいと思いますし、そこに行政の目も入ってくるわけですからね。監査っていう方法で人とかも確実ではっきりするので、子供らへ利用される部分が大いと思うので、ぜひここはちょっと市としても頑張ってくださいなと思います。

○久保田委員 23ページですね。これね。23ページの下のところですよ。

本当にこれ現金給付かどうかというのはずっとこれ議論があることで、それぞれ利点というものもあるんですけど。本当に低所得の家庭とかで子供にきたお金をここに使うみたいなのところがないとは言えないし、本当にもうちょっと上の年齢でも奨学金なんかもね、本当に子供の手に渡ってるのかというところもあるので、ちょっとそういうところも気にするべきところかなと思います。

でもあれですね。「野外の施設整備する」が1位ですからね。一応ここの文章ですね。やっぱりそういう何か関係つくれるようなところを。23ページの下を見てると、何かそういう印象、あります。

○郵橋委員 行政が関わってできるようなポイントはこの中にすごくいっぱいあると思うんですよ。雨の日の遊び場所をどうつくるかというのは、屋根さえあればいいわけですけども、それをどういうところからそういう場所を探してくるかかっていうのは、実際子供と関わってる者にしたらそんな時間はないですからね、はい。

○久保田委員 今実際夏も外で遊ばせんからね。本当に外で遊べる時期ってかなり減ってますからね。これね、屋内じゃないと難しい時期が多いですね。

○津嶋委員 よろしいですか。関連で。実態なんですけども、本当にこの夏も炎天下で、我々もちゃんと計測器を使って戸外に出れるかどうかという、ほとんどもう本当に二、三日出れるかという。朝の戸外遊びも制限されるレベルで。今後やはり翌年も含めてですね、異常気象とも言われますけれども、こういうことも含めて今後どういう形で子供の保育を担っていくか。いわゆる身体活動であるとか体を動かすような活動であれば、全て室内で行っていく必要があるのかとか。実際に運動会を全部体育館で行うような状況になってきているのも現状です。小学校であれども中学校であれども、今まで戸外で行っていた活動がかなり制限されてくるので、今後のこういう計画において、天候の変動によるそういう変化とかに柔軟に対応していくということも多分求められると思います。

お母さん方も公園で遊べていたものが全く公園で遊べなくなるということになると、室内でとかまた室内の中でそういう空間づくりをしていくというのも条件として必要になってくるのではないかなと思います。

あと子育てに関する意識のところでの共有をいただきたいんですけども。やはり今現場で肌で感じるところにしては、基本的な生活習慣の確立はやっぱり難しく、例えば簡単に言いますと、おむつ率がすごく上がっているんです。3歳からの入園についても、ほぼ今までだったら2割3割、ちょっといるな

ってという感じが、もう私の感覚では5割6割、本当にそういう感覚で入園されて来られる方がいるので、ここに対する私たちの保育の手が必要になってきていたり。

食のことも書かれてますけども食事や栄養に関すること。これについてもやはり偏食、アレルギーの場合はそれはそれで一定の対応が必要になるんですけれども、本当のこだわりであるとか偏食、またそれでしか食べさせてきていないというような傾向が強くて、ここに時間を要してしまう。本来であれば通常1人で対応できていた保育の時間が、ここに対しての加配であるとか、それこそ1人2人3人みたいな人員の確保が必要になってくるとかいうこともあるので、簡単に保育の需要とニーズ、ニーズと需要というか、高まっていく部分が出るんですけど、受け入れる側としての本当の現場の課題というのもこういうところにもあって保育士不足も相まって、なかなかそういうところが計画どおりに進められないというところも現場としてはかなり課題として言えると思います。

これも今ちょうどこの食事の部分で。すみません、先ほどの子育てに対する意識の、先ほどの。言ったら、そういうところも今後保育をどう進めていくかということについては、保育士の確保にもこれも絡んでくることなんですけれども、やはり大きな課題・問題になってくるというふうに思っています。

○久保田委員 やっぱり子育てのほう、形とかデフォルトが変わってきてますからね。やっぱりどうしても共働きの中であまりできるだけ手間をかけないように育てざるを得ないようなことになってるので、そういう中で園のほうに行くという形になってるので、どうしても国のほうはどんどんそっちでもう労働力率を上げるほうでいきますので、その方向で行くと思うんですね。そのときにその園がちゃんと対応できるような体制づくりというのができないと、多分もうこれまでしなかったような仕事まで園等もしてるし。逆に保護者さんのほうもこれまでしなかったような普通の仕事して子育てもするという形がもう当然になってきてるので、それに見合った園のほうへのいろいろな補助みたいなものが必要になってくるかなというふうに思います。

天気のほうも多分もうこれずっとこうですよ。これから突然気候が変わるとは考えにくいので、4か月ぐらい、もう3分の1ぐらいは外遊びができないような世の中になってくると思うので。その中で子供の身体的な発達というのをどういうふうにフォローしていくかというのは、かなり大きな問題かなと。これまで外で遊んでいればどうにかなったものが、ちょっともう外では遊べせられないとか。今年なんかよくね、運動会の準備ができないとかね。練習が一、二回しかできないで運動会になったなんていう話もよく聞きますので。外に出られないのでね。かなりもう変わってきてると思うので、ちょっとその辺りもいろいろ考えて、国レベルでも当然考えなきゃならないことでしょうけど、自治体レベルでもできることがあったらいろいろやっていったほうがいいかなというふうに思います。

○郵橋委員 ちょっとそのことでここで出すとちょっと話がまた混乱するかも分からないかなと思いつながら言うんですけど。子供たちの生活が自立する方向での関わりを当然幼稚園や保育園はしなければ駄目ですけども、家庭がそういう方向で動いてるというのをちゃんと認識してもらえんということがすごく大事だと思うんですね。

乳幼児期に何ができた、これができたというふうに見てしまわれると本来意識として持ってなければいけないのに、頑張ってるって食べて楽しいなというために、食事をぐちゃぐちゃ食べるのやめなさいとばんと切っちゃうというのは発達の実をつないでいくことにつながらなくなってくるという。そこらの子供の発達の姿をちゃんと理解してもらわなければならないし、それを小学校・中学校・高校とずっとつないでいく意識はどこかできっちりつくっていかないと難しいだろうなとは思っています。

○事務局 今、第2章につきましてはニーズ調査結果というところでございますので、今各委員さんがおっしゃっていただいたものにつきましては、今後の確保方策であったり、次回出させていただく策別のところで作るに当たりまして、関係課のほうと協議させていただいて反映して、また御意見をいただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

○久保田委員 2章はこのぐらいで大丈夫ですかね。アンケート結果の整理の話ということで。

次、続いて「第3章 第二期計画の評価と課題」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、守口市子ども計画（素案）の「第3章 第二期計画の評価と課題」について説明いたします。

資料4「第3章 第二期計画の評価と課題」を御覧ください。こちらの章では、第二期計画の事業担当課による自己評価や実績等について記載しております。

（1）事業評価を御覧ください。下部記載ページ34です。

こちらには、各事業担当課における自己評価の平均点を記載しております。各事業を4点満点として、点数の基準としては、4点を特に順調、3点を順調、2点をやや遅れている、1点を遅れている、0点を未実施として評価しております。おおむね、3点と評価されており順調という自己評価となっておりますが、6地域力の活力による子育て支援については平均点が2.6となっております。

次に、（2）目標値の達成状況についてです。32ページを御覧ください。

第二期計画においては、主要な事業に数値目標を設定し事業実施の評価を行っており、その達成状況等についてまとめております。

上部の表においては、指標数とその指標の達成数を記載しております。目標値に対し未達成となっている施策目標もあります。これは、妊婦検診の受診率や妊娠届出者に対する妊婦面接の割合等、目標値を100%に設定しているなど高い設定となっていることが要因です。100%を目指すべき事業ではありますが、そのような事業が目標達成しきれていない事業として挙がってきていると考えております。

その下の表については、主な施策目標と実績を抜粋して記載しております。ページの都合上、全て記載し切れませんでしたので、一部抜粋して記載しております。

次に、ページ番号37ページを御覧ください。

「2教育・保育の量の見込みと確保方策」から、ページ番号45ページ、「3地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」についてですが、こちらにつきましては、第二期子ども子育て支援事業計画における、計画値とその実績及びその数値の乖離幅について各事業ごとに表にまとめております。

なお、令和6年度の実績については、現時点において未確定となっておりますので、実績の欄には「—」を記載しております。個々の数値につきましては、各年度ごとに子ども子育て会議への進捗報告の際に報告している数字を改めてまとめたものとなっております。前回会議の際も進捗報告の資料として提出させていただいており、詳細については時間も限られておりますので、省略させていただきます。

以上が「第3章 第二期計画の評価と課題について」の説明となります。

○久保田委員 ありがとうございます。委員の皆さんは、何か御意見等ありますか。

○津嶋委員 数字の間違いかと思うんですけど、38ページですけども、南部エリアの合計①のところ、令和3年363から3731・・・。

○津嶋委員 多分これは数字の間違い。

○津嶋委員 371になってます。そこだけ、すみません、数字の・・・。

○事務局 はい。

○邨橋委員 いいですか。

○久保田委員 はいどうぞ

○郵橋委員 35ページの「小学校における不登校の減少」と「中学校における不登校の減少」なんですけれども、最新実績として令和5年度が24.5人、中学校で79.7人というのが挙げられてますけれども、目標値、令和6年では5人で、36.4人という数値が、これ可能な数値ですか。

○久保田委員 これはほかもそうなんですけど、ちょっと全体的に指標とあれが離れてるので、次の計画のときはその辺りはもうちょっと可能な数字にしたほうがいいと。

○郵橋委員 1日の新聞報道によると、不登校が134万人出て過去最高という状況にある中で、これはできるのかどうかというのはやっぱり考えないとあかんやろうと思うし。もしできないのであれば、できないというためにそれを補う方法をどうするのか。学校に行けない子供が遊べる場所をどこにどういうふうにつくるのかという辺りは、これから先大事な場面の話になってくるんじゃないかなと思います。

それともう一つ、乳幼児とのふれあい体験を実施した学校数というのが令和5年度は3校になっておりますけれども、令和6年の目標値は8校というのはどうですかね。いけそうなんですかね。ぜひ、これは全校が進めてほしいなと思ってるんです。

これ幼稚園のほうに来た、中学校のふれあい体験に来た子供の話なんですけれども、その後高校へ行って、近くの高校だったので春休み中にその高校の先生に話をして幼稚園へ子供のボランティアに行きたいっていうのがあってそれも実現して。その子は、それで保育者になったんですね。

そういうふうやっぱり小さい頃のふれあい体験というのは、子供たちを受け入れるということ。同年代じゃなくて異年齢の関わりを体験する場としてはすごく大事なところなので、これはぜひ全校で実施するようにやっていただきたいなと思います。学校って小学校に入ったら全部横割りと同じ年代の子供ばかりの中でどう評価されるかの話なんですけれども、異年齢だと違うから、その中学生が言ったことが分からへんっていうのは普通ですし、だから教えてあげようかと言って何度説明しても分からへんってなって、いやもうちょっと優しい言葉で説明してあげてって言ったら、ちゃんとそこを考えてやってくれるとかね。そういうコミュニケーション能力というのはすごく双方に発達する場面なので、ぜひやっていただきたいなと思います。

小学校で担任の先生とうまくいなくて1週間幼稚園に遊びに来た子がいます。6年生です。1週間して、翌週月曜日来ないなってと思ったら、家に電話したら「学校行きました。先生とちゃんと話してきます」って。小さい子で自分を出せることで、それだけ自分に自信を持っているということ。そして、相手を受け入れるという経験がそこに生きてるんだなというのをすごく実感した事例ですので、そういう場をいっぱいつくってあげていただきたいなと思います。

○久保田委員 今のところについて・・・学校のほうから。

○横山委員 これ多分ふれあい体験というか、中学校の職業体験みたいなものですかね。

○郵橋委員 中学校ですね。

○横山委員 そうですね。恐らくコロナより前のときは職業体験を結構やってる学校多かったかなと思うんですけど、コロナをきっかけに、キャリア教育で職業だけ結構学校のほうに人を呼んで講演会という形も結構増えてきてるかなっていう気はします。でも実際、本当に来て触れ合うということはずごく大切だになっていうのは思います。

○郵橋委員 私の経験では、学校でこの子は手がかかるのでしようがないですわって言ってた子が幼稚園に来てすごく伸び伸びとやって、こんな表情を見るのははじめてやって学校の先生がぼろっと言いはるといのはよくある話なんですね。やっぱり自分を出せることがどれだけすばらしいか。そして出すことがすばらしいというのをちゃんと認められる先生であるはずなので、だからこそ、そこを丁寧にやってあげてほしいなと思います。

○横山委員 はい。

○久保田委員 不登校の率に関しても。

○横山委員 恐らく不登校も今やっぱり小学校・中学校でもすごく課題になってて、今その校内支援ルームをつくっていうところがあって来たりとかオンライン授業をというところがあるんですけど、やっぱりこれも人がいなくて本当に決められた人数しかいないので、その校内支援ルーム、大人は誰がそこを対応するんだっていうところで本校でもやっぱりそこが課題で、なかなかその校内支援ルームっていうところは常設ができないような状況です。

○郵橋委員 そうですよ。有効に本当に使えればいいんだけど、ただもう一つ、学校にも来れない子供というのをどうするかというあたりは、ここには上がってきてないですよ。

校内支援ルームというのは法律で定められて、今各校ですごく頑張っているのはよく分かるんだけど、そこに乗り切れない子供たちをどうするかというのが、学校では対応し切れないところなんですよ。その子供たちが自分を出して遊べる場面というのは、すごく大事だと思います。そこがいろんな子供たちが集まるようなフリースクールみたいなところであったりとかプレーパークであったりとかっていうところというのは、私は望ましいんじゃないかなと思っています。

そういう意味ではちょっと一つ早いんですけども、児童センターを廃止するのではなくて建て替えるにしてほしい。機能を持たせて新しく建て替えるようにしてほしいなと思います。

○久保田委員 不登校もこれだけもう数字も上がってくると、とにかく学校に行けっていう教育機会をどう確保するかというのがね、基本的にはそっちの方向になると思うので。ただ、他方で教育機会が多様になると、人が、校内支援ルームって、誰がそこに入るのかっていうのもありますね。ほかに何か場所をつくったところで、またそこでも人が必要なのですね。

○郵橋委員 だから、もう全く新しい学校のシステムをつくっていかない限り、今までのような先生が前に立ってこれを覚えるんだというふうな授業では成り立たないというのは目に見えてると思いますよね。

○津嶋委員 ちょっとよろしいですか。

検診のほうの受診率なんですけども、これも同じ政策目標と実績のところなんですけども、1歳6か月児、3歳半検診と言われるものなんですけども。受診率も最新実績ではパーセンテージは上がってはいるんですけども、やはりこういうところで実際に受診されない方については、いろいろな理由はあると思うんですけども、やはりそういうところが、いわゆる集団生活においてこういう施設に入ったりとかするときそういう情報が全く得られなかったりとか、やはりそういうところで保育はうまく進められない、あとは愛着面のアタッチメントであるとか、そういうところであえて意図的に受けてらっしゃらない方がどれぐらいいるのかということなんです。まさにこういうところの育児の、我が子の発達について知り得るかどうかいということも非常に重要なことと思うので、これもパーセンテージで見れば100%に近づいているんですけども、ただやはりここでこぼれてる方へのフォローとか対策・対応というのは、どういう形になってるのかなというのがあるんです。

全てそういう声かけをしても拒絶されているとか行きませんっていう方もあったりとかで。実際5歳児健診が守口市ではあるんですけども、そういうときに私たちもはじめての情報で伺うと、カンファレンスの中で会議中ですね、この方はスルーしてます、受けてらっしゃらないで今に至っているということもあって、その理由とかを尋ねるとやはりもう受けたくないとか見せたくないっていうようなこと。やはり何かそこに課題が生じてきてうまく子育ての支援に乗っかっていかない状況とかも見られることがあるので、そういうところについては、やはりしっかりと受診はいただける形に持っていただきたいなと思います。

○久保田委員 結局、妊婦健診ときから妊婦検診があって、あとこんにちは赤ちゃんのところがあって、そういうところでいろいろ把握をしようとしてると思うんですけど、その中で漏れてしまう人

というのがね。多分これ、要するに妊婦健診の後で引っ越しした人とかもいますけど、全員が引っ越ししたわけではないと思うので、なんか漏れてしまってる人が結構いるということだと思います。そういう子たちが後々いろいろ配慮が必要な子供となってくるかなと思うので。この辺りも、なかなか100%というのは現実じゃないとしても、本当にこれはもう100%に近い目標値を立てておいていいのかなとは思いますが。

今3章でちょうど妊婦健診とか検診の受診率の話をしようとしていたところで。

いかがでしょう、ほかのところとか。今関連するところでもいいです。

例えばすごい細かいところで申し訳ないですけど、36ページで目標の4の3番目で、依頼件数っていきなり出てくるけど、多分ファミサポだと思うんですけど、多分これだけだと分からなさそうですね。他にも、ほかも、どこか何かこれだけだと分かんないかなって思ったのがあったかな。依頼件数のところは一言ちょっとつけていただいたほうがいいかなと思います。

○事務局 おっしゃっていただいておりますのが、政策目標4番のちょうど真ん中の「依頼件数」というところかと思うんですけど、ちょっとすみません。この表記につきましては、次回計画は誰が見ても分かるような形で表記を検討させていただきます。

○久保田委員 そうですね、これ分かんないですよ。多分1で依頼件数だと何となく分かる。

○事務局 承知いたしました。

○津嶋委員 すみません、1つだけ。今のところにもある政策目標4のところの「一時預かり事業（幼稚園型）の延べ利用者数」なんですけれども、これは目標数値が7万4,093人なんですけれども、実績最新でいくと7万9,039人ということで、これはこれだけ実際に実績として、いわゆるかなり数字としては上がっているという認識で、この数字で見るとそうなんですけど、そういう形なんですか。確認というか、実績ということでこれだけを受け入れたということで。ただ、目標は7万4,000人なのでこれで目標数値を立てていたけれども、それを大幅に上回るという5,000人ぐらい上がってる、上回り数字で実績があったということ。

○事務局 今津嶋委員がおっしゃっていただきました最新の実績は令和5年度の実績値を記載させていただいております。令和6年につきましてはおっしゃっていただいておりますとおり7万4,093人を目標としております。実績は1年前のものが最新となっております。令和6年度はまだ現在年度途中でございますので、まだ実績値としては出ていないという状況でございます。

○津嶋委員 ということは、まだ出ていないということですね。

○事務局 補足ですけども、この目標値が計画策定時のニーズで出しておりますので、当時のニーズで見ますと7万4,000人ぐらいがいるだろうというところが、実績として既にもう7万9,000人ということですので、計画策定時のニーズより事業実態が大幅に追いついてるというふうに理解いただければいいかなと思います。

○津嶋委員 ありがとうございます。

○久保田委員 ほかいかがでしょうか。大丈夫ですかね。

ここはまたこれからの議論になると思うんですけど、目標値は何かもうちょっと検討したほうがいいかなって思うのは思います。あまりにも全然達成してなかったりすると、何となく数字がよく分からなくなってしまうので。

○事務局 次の計画の目標値につきましては、いろいろ今委員さんの御意見ありますように、不登校の数でしたら本当に人数を目標値として考えたほうがいいのかですね。例えば、その検診の受診されていない方にどうフォローするかも踏まえてしっかりと計画を練るべきだと思いますので、持ち帰りまして関係課とまた調整して、計画案のほうに反映して御提示できればなというふうに思っております。

○郵橋委員 目標値を出すときに、令和6年度の目標値というのは分かるんやけども、さっき言った計画作成時のという数字だということなんですけど、この計画をいつ作成されたときの計算なのかというその日付をここに書いておかれれば、当初予想しているような実績増えたんやからよかったねっていう話になると思うんですけど。そこを書き替えてしまうと、じゃあこの目標値というのは誰がいつ何を目指してつくったものか分からなくなってしまうので、ここは書き替える必要ないと思う。そういう意味では、何年の何月何日に計画されたものが、令和5年の3月末に比べたときに、令和6年やったらもう少し本来はここ上がってくるやろうねっていうふうに修正できる数字としてあると考えるべきだと思いますので。

○久保田委員 これ決めるときにニーズ調査のやつもあるし、あと実績のやつもあるって感じですよ。多分ね。

○事務局 そうですね。例えば回数とかでしたら。

○久保田委員 回数やったら多分実績との比較でね。

○事務局 基本的に13事業につきましてはニーズ調査が多いんですけども、今後の次回出ささせていただく各事業別目標、施策別目標につきましては、担当課の意見であったり、その実態を踏まえての目標設定になってくるかなと。

○久保田委員 実績プラス何かあるべき回数みたいな感じで多分設けてるのもあると思うので。その辺り、また検討していただければと思います。

○事務局 解離が大きいものにつきましては、その目標設定のところも果たしてそれで正しい目標設定かも含めて検討させていただければと思います。

○久保田委員 それでは、次のところです。4つ目の議題、「第6章 子ども・子育て支援事業計画」の部分について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、守口市子ども計画（素案）の「第6章 子ども・子育て支援事業計画」について説明させていただきます前に、守口市こども計画全体の構成について説明いたします。

資料5「第6章 子ども・子育て支援事業計画」を御覧ください。

今回策定いたします、守口市こども計画につきましては、子ども・子育て支援事業計画を包含する形で作成いたします。ですので、この章につきましては、子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項である、子ども・子育て支援法に定めのある教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みと確保方策を記載し、子ども・子育て支援事業計画を満たす計画とするものです。

まず、「1 教育・保育提供区域の設定」について説明いたします。

こちらについては、第2期計画同様に、地理的条件等を踏まえ、東部・中部・南部の3エリアに分けることとし、庭窪小学校・金田小学校・佐太小学校・梶小学校・藤田小学校・よつば小学校の小学校区を東部エリア、守口小学校・八雲東小学校・八雲小学校の小学校区を中部エリア、寺方南小学校、さつき学園、さくら小学校、錦小学校の小学校区を南部エリア区分しています。

次に、「2 教育・保育の量の見込みと確保方策及び実施時期」について説明いたします。

まず、教育・保育部分とは、いわゆる保育園や認定こども園等に通う児童の部分でございます。このパートでは、1号認定から3号認定の区分にわけて量の見込み及び確保方策を設定しております。

1号認定は、3から5歳の保育の必要性がない区分です。主に教育部分の利用をする家庭で、共働きではない家庭や保護者のどちらかが短時間就労をしている家庭となります。

2号認定は、3から5歳の保育の必要性がある区分です。主に保育部分の利用希望が高い家庭となります。その2号認定のうち、保育の必要性があるものの、教育部分の利用希望が高い家庭を新2号認定という区分にしております。

3号認定は0歳から2歳の保育の必要性のある区分です。2号認定同様保育部分の利用希望が高い家庭となります。

次に量の見込みの算出方法等についての説明をさせていただきます。それでは、参考資料1「量の見込み算出の考え方」を御覧ください。

まず、(1)「認定区分」と「家庭類型」の①認定区分については先ほどの説明と同様ですので省略いたします。

②家庭類型についてです。家庭類型とは、第2章の説明でもございましたニーズ調査の結果から、量の見込みの算出に当たって、家庭をAタイプからFタイプの8種類に分類化しています。

分類の種類については、表の下側に記載しています。Aタイプを独り親家庭、Bタイプをフルタイム共働きの家庭、Cタイプをフルタイム・パートタイムの共働き家庭、Dタイプを専業主婦(夫)の家庭、Eタイプをパートタイム共働き家庭、Fタイプを無職の家庭としています。

次のページに参りまして、(2)量の見込みの算出項目についてです。

算出項目については表のとおりとなっております。1号認定から3号認定と地域子ども・子育て支援事業です。細かな事業については、後ほど説明いたします。

次のページに参ります。(3)量の見込みの算出手順です。

こちらにつきましては、国の示す手順となっております。ステップ1 先ほどの家庭類型ごとに分類します。ステップ2 潜在的家庭類型を算出します。これはアンケート項目に就労意向についての問がございますので、そこから計算いたします。ステップ3 計画期間中の人口推計と潜在的家庭類型の構成比に基づき潜在家庭類型別の推計児童数を算出します。ステップ4 事業別の児童数を算出します。ステップ5 ニーズ調査より、利用意向率を算出します。ステップ6 ステップ4で算出した児童数にステップ5で算出した利用意向率を掛けます。以上の方法で、量の見込みを算出します。

それでは、資料戻りまして、資料5「6章子ども・子育て支援事業計画」を御覧ください。

2、教育・保育の量の見込みと確保方策及び実施時期について説明いたします。

量の見込みは先ほどの説明どおり算出しており、確保方策については、市内の対象の利用定員を集計し算出してしております。量の見込みが確保方策を超えた場合には、利用ができなくなる児童が出る恐れがあることを示しています。また、市内全域の量の見込みと確保方策についてと合わせて、「1 教育・保育提供区域の設定」で申し上げたとおり、3つの区域に分けて量の見込みと確保方策を記載しております。

それではまず、教育区分である1号認定及び新2号認定についてです。下部記載ページ131、こちらについては市内全域において、充足する見込みとなっております。

次に、下部記載ページ133、(2)2号認定についてです。こちらは、3歳から5歳の保育の必要性がある認定部分です。この区分については、市域全体では充足しているものの中部地域では足りていないという見込みとなっております。

次に、下部記載ページ134、3号認定についてです。こちらにつきましては、国の手引きにより示されているとおり、0歳と1、2歳に分けて算出してしております。

まず、3号認定の0歳児でございます。量の見込みと確保方策についてですが、エリア別に見ると南部エリアは充足しているものの東部・中部エリアにおいては不足しております。市域全体でみると、令和8年度以降充足する見込みとなっております。

次に、3号認定の1・2歳児でございます。量の見込みと確保方策について、エリア別で見ると、南部エリア以外のエリアにおきまして、大幅に不足する見込みとなっております。市域全体においても不足する見込みとなっております。

次に、(5)教育・保育の今後の確保方策についてです。資料ページ138でございます。

こちらでは、今まで御説明させていただいた本市の量の見込みと確保方策についての今後の方針について記載いたしております。ここは、そのまま読み上げさせていただきます。

2号認定の中部エリア並びに3号認定の0歳児、1、2歳児の中部及び東部エリアについて確保方策が不足する見込みとなっております。特に3号認定の1、2歳児の中部及び東部エリアにおける量の見込みに対する確保方策について大幅な不足が生じる見込みとなっております。

このことから、今後早急にさらなる確保方策を講じる必要があることが示されました。そのため、本市がこれまで進めてきた今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受皿を確保する形、つまり「公私連携による確保方策の確立、推進」との考え方にに基づき、今後の確保方策について以下の項目を中心に実施を検討していきます。

(1) 東部エリアにおいて、公立認定こども園の民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図ります。具体的には、施設規模及びエリアごとの確保方策を踏まえ、令和9年度に市立にじいろ認定こども園を民間移管する。

(2) 中部エリアにおいて、民間移管する市立（外島）認定こども園の施設整備（建替）の促進による定員拡大を図ります。

(3) 民間認定こども園等の保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けたさらなる支援を進めます。具体的には、①「認定こども園等障がい児保育・看護師配置補助金」の補助基準額の拡充、②さらなる保育士の確保方策の充実、③保育士等への研修の充実、④保育士等への巡回支援の充実などとなります。

確保方策の具体的な方針について幾つか挙げさせていただきましたが、その中でも大きな、令和9年度の市立にじいろ認定こども園の民間移管について御説明させていただきます。

お手元の、参考資料2 市立にじいろこども園の民間移管の検討についてを御覧ください。

本計画策定や説明した量の見込みと確保方策についての記載もございますので、その部分につきましては省略させていただきます。

1. 公立認定こども園の今後の運営について。

公立認定こども園については、令和6年2月に策定した「守口市行政経営プラン」における「施設の運営手法の見直し」において、今後の就学前児童数の推移と私立認定こども園等による保育の受皿確保の状況や市職員（保育士）の退職状況等を踏まえ、順次、民間移管を進めることとしております。

加えて、人員・組織体制の方針では、新たな保育士採用は行わないこと、民間移管の状況に応じ、任期付職員及び会計年度任用職員の採用を抑制することとしております。

また、令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受皿を確保する形、つまり「公私連携による確保方策の確立、推進」が望ましいとしています。

2. 「（仮称）守口市こども計画」の策定について。

こちらは、本子ども計画策定について記載しておりますので省略いたします。

3. 今後の教育・保育の確保方策の検討について。

先ほども説明させていただきましたとおり3号認定の1、2歳児の中部及び東部エリアにおける量の見込みに対する確保方策について大幅な不足が生じる見込みとなっております。

現在、中部エリアにおける市立外島認定こども園について、令和7年4月からの民間移管を進め、確保方策を図ろうとしているところであり、これに加え東部エリアにおいても民間移管による確保方策を図る必要があると考えるものです。

4. 民間移管により期待できる効果。

公立認定こども園の民間移管により今後の施設整備・維持管理に係る財政負担の軽減を図ることができるとともに、下表のとおり、公立園の施設運営での市負担分は2億3,900万円となっていますが、民間園の施設運営に対する公定価格等に基づく給付での市負担分は9,300万円となっており、民間園の施設運営の方が財政負担を軽減することが可能です。また、受入れ児童数の拡大に加え、令和8年4月から本格実施となる「こども誰でも通園制度」への対応など、民間園による柔軟な運営体制の下、多様な保育ニーズへの迅速な対応を期待できます。なお、障がい児や配慮が必要な児童の受入れについては、公立園、民間園問わずしっかりと受入れ体制を構築していく必要があると考えています。

5. 民間移管に向けた市立にじいろ認定こども園の現状について。

市立にじいろ認定こども園では、過去に最大209人の利用者数を受け入れた実績を有し、現状の施設規模で利用定員の引上げが可能であることから、量の見込みに対して、柔軟に利用定員の引き上げによる対応が図れるとともに、新たな保育サービスの充実も検討できます。

6. 市立にじいろ認定こども園の民間移管について。

上記現状や課題、民間移管による効果を踏まえた結果、令和9年度に市立にじいろ認定こども園の民間移管を行うことを検討します。については、令和7年4月に3保育所が新規開設される南部エリア、市立外島認定こども園の民間移管が行われる中部エリアと同様に、東部エリアについても民間活力のさらなる導入を図っていきます。なお、市立あおぞら認定こども園の在り方については、市立にじいろ認定こども園の移管後の就学前児童数の推移と私立認定こども園等による保育の受皿確保の状況や市職員（保育士）の退職状況等を踏まえ、引き続き施設の在り方を検討してまいります。

7. 公立認定こども園の民間移管にあたって。民間移管に際しては、提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について、市と民間移管法人が協定を締結し、実施することができる「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第34条第1項に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」とし、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ体制についても、これまでと同様に構築するよう求めることとします。

また、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れに関しては、公立園だけに求められる役割ではなく、市全体として対応を図っていくべきものであることから、移管後の市立にじいろ認定こども園を含め市内民間園で医療的ケア児、配慮が必要な児童を円滑に受入れることができる安全・安心な体制を構築することを支援するため、公立認定こども園の民間移管の効果額等を活用し、保育の質・量の充実を図ります。具体的には、現在、実施している「認定こども園等障がい児保育・看護師配置補助金」の補助基準額の拡充や、さらなる保育士の確保方策の充実を図り、保育の量を確保するとともに、保育士等への研修、巡回支援の充実を図り、保育の質を確保するなど、民間園における受入れの支援のさらなる充実を図っていく必要があると考えています。

8. 民間移管が決定された場合の今後のスケジュール（案）について。

今後令和9年度の民間移管に向けたスケジュール案を記載しており、具体的には、令和7年度に移管事業者の選定・決定、令和8年度に引継ぎ保育の実施（令和9年3月末まで）、令和9年4月移管事業者による運営開始となっております。

9. これまでの民間移管については、過去の民間移管について記載しております。

以上がにじいろこども園の民間移管についてでございます。

それでは、資料に戻りまして資料5「6章子ども・子育て支援事業計画」を御覧ください。下部記載ページ139をお開きください。

こちらについては、子ども・子育て支援法に規定のある、地域子ども・子育て支援事業について記載しております。

第二期子ども子育て支援事業計画では、13事業ありましたが、今回法改正で6事業が追加され、19事業となりました。しかしながら、追加となった6事業については、最近その方向性が示されましたので、今回の素案については反映させずに、次の会議でお示しする予定としております。

それでは、順に説明させていただきます。

まず、下部ページ139、(1)時間外保育事業(延長保育事業)です。

こちらは、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間及び通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

確保方策としては、認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等において必要量を確保することとしています。

次に、下部ページ141、(2)放課後児童健全育成事業です。

こちらは、就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校等の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

守口市では、入会児童室については、低学年(小学校等の1年生から3年生)を対象としており、令和元年度からは民間委託により、開設時間の延長などサービス拡充を図っています。高学年(小学校等の4年生から6年生)の児童については、全ての市立小学校等で実施している登録児童室を活用して対応することとしています。今後も引き続き2つの児童クラブを活用して児童の受入れを行います。また、障がいのある児童の受入れについても、今後も民間事業者とともに多様なサービス提供により対応します。

入会児童室の確保方策につきましては、通っている学校の入会児童室に通うことを基本としているため、市域全域や大きなエリア別での量の見込みと確保方策が充足していても、一部の学校において確保方策が不足することがございます。

今回の素案については、市域全体として提示させていただいておりますが、次回会議までに学校別の量の見込みと確保方策を提示させていただき、より実態に合った内容にしたいと考えております。なお、本市においては放課後児童育成事業は低学年のみの実施となっており、高学年の児童については、全ての市立小学校等で実施しているもりぐち児童クラブ登録児童室を活用しております。また、一部民間の放課後児童クラブを活用することとしております。

次に、下部ページ143、(3)子育て短期支援事業でございます。

こちらは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子ども、母子等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)です。

確保方策としては、現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ります。

次に、下部ページ145、(4)地域子育て支援拠点事業でございます。

こちらは、乳幼児及びその保護者相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

確保方策としては、令和6年9月末に、守口市役所本庁舎にあったもりランドを廃止したため、今後は、各コミュニティセンターとの連携を図ることで、引き続き子育て親子の交流の場の提供に努めます。

また、児童センターを令和7年度末に廃止する一方、児童センターで実施している地域子育て支援事業については、代替となる事業の実施者を募集し、必要な事業量を確保します。加えて、現在実施している広報や乳児家庭全戸訪問等での各拠点施設の周知や各拠点施設との情報交換を継続しながら、子育て

て支援の充実を図ります。こちらでは児童センターの廃止について、市の大きな方向性が示されておりますので、御説明させていただきます。

参考資料3 守口市立児童センターのあり方についてを御覧ください。

児童センターのあり方の方向性につきましては、市立認定こども園と同様に守口市行政経営プラン、施設の見直しの中で児童センターについて本施設が持つ機能と地域において必要となる子育て支援機能を踏まえ、施設の廃止も含めて、あり方を検討する、との記載があり、この間検討を進めてまいりました。

資料上段に記載のとおり、児童センターの機能としましては、①「小学生の遊びの場」、②「地域子育て支援拠点」という2つの機能を有しております。

まず、①「小学生の遊びの場」については、児童センターが所在する校区内の児童の利用がほとんどであり、全ての市立小学校で実施している「もりぐち児童クラブ登録児童室」の機能と同様であり、現在も充足しているものと考えておりますことから、小学生の遊びの場としての機能は廃止いたします。

次に、②「地域子育て支援拠点」としましては、子育て中の親子を地域で支える子育て支援機能です。こちらの機能は今後も必要性が見込まれることから、新たな地域子育て支援拠点事業の実施者を公募することで、児童センターの就学前の親子の交流の場としての機能を充足することとします。

以上のことから、今後の方向性としては、代替となる地域子育て支援拠点機能を充足した上で、児童センターを廃止とします。

センターのあり方については以上です。

それでは、資料5「6章子ども・子育て支援事業計画」にお戻りください。下部ページ146に記載の(5)一時預かり事業等です。

こちらについては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

確保方策については、認定こども園及び私立幼稚園による事業が想定され、必要量を確保できる見込みです。

次に、下部ページ149、(6)病児保育事業です。

病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

確保方策としては、令和7年度に中部エリアで1か所が新規開設される予定であり、市内施設と引き続き協力・連携をしていきます。また、病児保育事業(病後児保育を含む)事業へのニーズの高まりに対応するため、さらなる実施について、事業実施区域のバランスも踏まえつつ医療機関を含めた市内施設に対して積極的に働きかけていきます。

次に、下部ページ150、(7)子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート事業)です。

こちらについては、乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

確保方策については引き続き、必要な確保量を見込んでいます。今後も引き続き会員拡大に努めるなど、より多くの市民が利用できるよう努めます。

次に、下部ページ151、(8)利用者支援事業です。

こちらについては、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、こども家庭センターを中心に保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施すると

もに、関係機関等と連携を図りながら、全てのこどもと家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する事業です。

確保方策については、今後も引き続き、こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を実施していきます。

次に、下部ページ152、(9)妊婦に対する健康診査です。

こちらについては、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

確保方策については、引き続き、全ての妊婦を対象として必要な事業量を確保します。

次に、同じページの(10)乳児家庭全戸訪問事業です。

こちらについては、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

確保方策としましては、引き続き、全ての乳児を対象として必要な事業量を確保します。

次に、下部ページ153、(11)－1 養育支援訪問事業です。

こちらは、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

次に同じページの(11)－2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業です。

こちらは、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会等）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

この事業は、量の見込み及び確保方策の設定はございませんが、児童を取り巻く家庭環境が多様化していることを踏まえ、市では保健師等の専門職を配置したこども家庭センターを中心に、地域のさまざまな関係機関と連携を取りながらワンストップで切れ目のない支援を行います。さらに、児童虐待対応の専門家も外部アドバイザーとして招聘し、構成員の専門性向上に努めます。

また、守口市児童虐待防止地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の構成員の一層の連携強化を図るため、研修等を開催するとともに、当該協議会が発行した児童虐待対応マニュアルを配布し、児童虐待発見時の対応方法や、要保護児童をモニタリングする際のポイント等を支援関係者や関係機関と共有し、構成員間の連携強化に努めます。

次に同じページの(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業です。

こちらは、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業です。

こちらの事業についても、量の見込み及び確保方策についての設定はございませんが、令和2年度から子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在籍する児童の副食材料費に要する費用への補助を行っています。

次に、下部ページ154、(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業です。

こちらは、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

こちらの事業についても、量の見込み及び確保方策についての設定はございませんが、守口市における子育て支援サービスの充実を図るため、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を実施できる多様な事業者の新規参入を支援するほか、民間施設等においても特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築することで、引き続き、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

以上が、地域子ども・子育て支援事業の前期計画に設定のありました13事業となります。

以降の法改正により追加となった、(14)子育て世帯訪問支援事業、(15)児童育成支援拠点事業、(16)親子関係形成支援事業、(17)妊婦等包括相談支援事業、(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、(19)産後ケア事業の事業については、次の会議にて提示する予定としております。

以上が、第6章 子ども子育て支援事業計画の説明となります。以上でございます。

○久保田委員 ありがとうございます。

委員の皆さんは、何か御意見等ありますか。

○郵橋委員 さっきの続きで保育保健センターの廃止なんですけど、よろしいですか。

○久保田委員 児童センターのほう。

○郵橋委員 児童センター、児童センター。

この本を御存じですか。この本は20年前に出された、違うわ、今から47年前に出された本なんです。ここにあるのは、世田谷の羽根木プレーパークがどういうふうにできたかということが書かれてる本なんです。

ここでやっぱり言われてるのは、「子供たちが自分で責任を持って活動することが子供たちの知性を育てる」ってはっきり書いてはるんです。だから子供たちが、自分で考えて行動する場を保障してあげること。特に小学校以降になったらそれができるはずなんです。そういう場をどこでつくってあげるかということになってきたときに、学校では当然無理です。やっぱり学校の決まりルールがありますし、先生たちがいらっしゃいます。だったら、児童センターの中にプレイリーダーみたいな人がいて、子供と一緒に遊ぶことをやるのが一番子供たちが主体的に活動できるんじゃないかなと思います。

これと同じプレーパークなんですけれども、実は、2022年のNHKのドキュメントで、もう一度見たい番組リプレイのナンバー1になってるんですね。「どろんこパーク 雨走る子どもたち」という川崎市のプレーパークを取材したドキュメントがもう一度見たいと。それほど保護者の方の関心とか子供の成長がそこに見えてたということです。

学校に居場所を見い出せない子、学校に行ける、保健室でも行けるとか先ほどおっしゃってた、そういう教室に行ける子はいんですけれども、それでさえ行けない子供。また障害を抱えてる何かが、その子供のペースに合わせて活動できる場としてあるからその子のよさが出るので、そういうふうな意味がよく分かると思うので、ぜひ一度見ていただければいいと思います。

そして、この羽根木のプレーパークが、ちょっとメモしてきたんですけど、世田谷区の健全児童育成事業の1つになってます。20年ほど前に。そして現在も続いています。ということは、それだけ意味があるということだとは思ってます。行政が指導、そこに参加する意味があるという。

それと新聞報道では先ほど言った不登校の数。教育の機会均等法で、先ほど言ったような子供たちが空き教室を利用して帰るようなスペースをつくるということも法律で定められてます。そこへ行った子がそこで遊んで戻れる子ね、結構いらっしゃるはずなんです。ところがそこへすら行けない子供にどうするねんっていう話になってくると、やっぱり児童センターとかそういった場所が絶対必要だろうと思いますし、そこにいるファシリテーターというポジションで子供たちと一緒に生活をする方をつくることがあるっていうのは、すごく大きい意味合いを持っていると思います。

そういう意味では、子供たちの自己肯定感を育てる場面であったりとかって子供たちが育つ場を潰す。学校に行けない子供がひよっとしたらそこに行けるかも分かんない、学校に戻すような政策はやめていただきたい。だから、プレーパークみたいな子供たちが、もっと自己を発揮しながら遊べるよ

うな機能を持った児童館に再構築していただきたい。ということは、廃止ではなくて建て替えでお願いしたいなと思います。

○津嶋委員 私も今の話の関連にはなるんですけども、この機能の検討というところで一文でまとめられてるんですけども、小学生の遊び場としての機能は児童クラブ等で充実、充足しているということで。ただこれを見させていただくと、令和5年度で延べ6, 236人の小学生がこのセンターに利用しているということで、やはりそこはただただ遊びの場であるのであれば、この一文のことで読むのであれば、小学校に遊びに行けばいい話で、なぜこの館を利用している児童がこれほど多いのかということも何が違うのかということで、やはりそこはすみ分けというか区分されてその機能性とか機能のいい意味ではあるのかなと思うので、そこにもスポットを当てて考える必要があるのかなと思います。

遊び場っていう広場だけであれば、公園もそれで機能を果たしてしまうわけですし、暑さのことは先ほど言いましたけれども、そういう意味でこういう室内であって、そういうところでむしろ各自治体でもそういうところを少子化の中、これからの子供の育ちを考えて、そういう建物を逆につくってこういう方針を打ち出しているところも見られるので、そういうところでの守口市としての独自性とか、そういうところについても、検討、下に書いてあるように、廃止も含めてあり方を検討するというふうな経営プランには書かれてますけど、そういう廃止ありきじゃなくて、やはりもう一度そういう意味が意義があるんじゃないかという視点も含めて考えていただくのも一つではないかなと思います。

○郵橋委員 それとごめんなさい。1つ言い忘れました。

PISAの一番最初するとき、フィンランドが1位取りましたよね。フィンランドの小学校は午前中で終わりなんです。子供たちどこへ行くかと言ったら、近くの図書館とか児童センター行って、好きなことをして遊ぶんです。結局、そこで自分がやりたいことを見つけて、より深く深くやっていくことが、より深い学びにつながって、今文部省が目指してる、より深くつながっていくからこそ、フィンランドが1位を取れたんだという報告もされているということは、ちょっとここでお伝えしておきたいなと思います。単に自分の興味を、より深い興味を家庭で買うのは大変だろうから、いろんな本を見ていろんな知識を吸収していくことであったり、簡単な実験をすることで「あっ」って発見する機会は学校ではなかなか実験が進みづらいというふう聞いてますので、そこでそういうふうなファシリテーター的な人がいて、いろんな実験をするのであれば、より理科を嫌う子供たちも少なくなるのかなとは思いますが。

○事務局 こども家庭センターです。

小学生の遊びの場としての機能について廃止させていただきたいというところで書かせていただいている内容の中なんですけれども、おっしゃるように、たくさん小学生から利用をいただいているところです。

その一方で、実際使われてる方というのは、梶小学校の校区内にある児童センターですので梶小校区の方が95%以上の利用となっております。と言いますのも、本市ですと、基本的には小学生は校区外に遊びに行ってもいけない、放課後は校区外には行けないというところもありまして、どこの学校の方に来ていただいてもいいんですけども、現実的にはもうその梶小校区の方がほとんど利用される施設となっているということです。

そういった意味合いもありまして、児童館としての児童センターの現在の機能としましては、体育館があったり運動場があったりというところがあって、遊びの場として非常に子供たちには人気のあるところではあるんですけども、そういった機能については、児童クラブの登録児童室の機能でもほかの校区の小学生についてはこちらでカバーさせていただいているところではございますので、そういったところにシフトできないかというところで廃止とさせていただいているところではございます。

○郵橋委員 いや、だから私はその逆言ってるんですよ。

○事務局 先生がおっしゃってるところは、はい、そうですね。

○郵橋委員 できないからこそ、子供たちが自分でできる羽根木のプレーパークみたいな場所をつくってあげてほしいと言ってるんです。

そのことについては、先ほど言ったように、NHKのドキュメントで凄く評判を取ってるというのは事実ですし、そこは川崎市のプレーパークです。行政がそこに関わってるからこそ、発達を持っている子供たちがうまくコミュニケーションを取る方法であったり、地域のおじさんとうまくコミュニケーションを取ってすごいアートのなものをつくったりという場面が出てくるわけですね。そういうことに機能を拡張してほしいってお願いしてるんです。

○久保田委員 どうでしょう。これに関連して何かほか。すみません。また小学校関連で。申し訳ないですけども。

○横山委員 先ほど言ったように、基本的には小学校の放課後については、校区外に行かないということがあるので、恐らくここ梶校区にある梶小のお子さんが集まってるんだろうなとは思いますが。

児童クラブ等で放課後の居場所ということでそこでもいろんな活動とかはしてもらってるんですけども、やっぱり一定狭い空間であったりとか、なかなかそこで子供たちが楽しく何かを探求できるかっていったらそこは非常に難しいところかなとも思います。

先ほど不登校のお子さんも行けるようなところがあればということだったんですけども、市教委のふれあい教室で梶小の一部を使って不登校の対応の教室があるんですけども、そこもやっぱり保護者が送っていかねばならないってところがあるんです。今のこの状況を見てやっぱり働いてるおうちの方も非常にたくさんいらっちゃって、そこに10時、3時で送って行って迎えに行くというのが非常に。本当に学校に来れないお子さんがそこに行ったらいろんな活動をしながら学習ということもできるようなんですけど、なかなかそこも難しいところがあるので、そういう本当に働いている保護者の方とかもたくさんいらしゃるのかをどう支援していけるのかなっていうのも含めた政策とかを打っていく必要性はあるのかなというふうにはすごく思います。

○郵橋委員 そういう意味では、自分で興味を持って行ける場所として、やっぱりそういう場所は欲しいですね。

○横山委員 そうですね、はい。

○郵橋委員 小学校ぐらいになったら、ある程度は校区内であればできるわけやから。だったら、やっぱり何かそこに行って自分がやりたいことをやれるってところでない限り、それは無理ですよ。ね。ということは、コミュニケーションの場をどんどん奪っていく結果になってしまうと思うんですね。

そのさっきの不登校の子供たちの新聞報告の中に、奈良女子大の伊藤先生という方が、居場所の確保が必要であると言って、安心・安全な環境をつくることも大事だと述べています。居場所というのは自分を自由に出していい場所なんですよ。でも、やっぱり学校という限られた空間、あるいは今までそこがネックになってた空間で出せるんかという話ですよ。ね。だったら、それと違う場所でやっぱり何か保障してあげるものを行政としてはつくってあげないと駄目だろうなとは思いますが。

大人が考えてる遊びというのは、このさっきの羽根木のを見たら分かるおと、すごい限定的なんです。子供が池掘ってそこへ水溜めてプールやって言って遊んで。泥んこでも遊んで。でも帰りにちゃんと流せるシャワーがあれば、ある程度衛生管理もしながら、子供たちが自己発揮しながらできることであるとか。木の上に登ったりすること、本来だったら学校だったら多分禁止されますよね。でも幼稚園は認めてますけども。でもそういうことができるという場所が、その子にとっての居場所だろうなとは思いますが。そこはやっぱり大事に一人一人が出せる場所ということで、ぜひやってあげてほしいなと思います。

○久保田委員　今までのお話だと、結局学校ではないサードスペース的なところとしての機能というのが何か必要だということだと思うんですけど。ただ現状だと、多分梶小校区が95%ということは、あまりサードスペース的では多分ないと思うですよ。

多分それなので、市の提案としては、もうほとんど放課後児童クラブとあまり変わらない機能なんじゃないかということで、もう小学校のほうにして、結局地域子育て支援拠点のところをどこかで引き取ってもらえればというふうな提案だと思うんですよ。

他方で、この児童センターでそういうのをするという手もありますし、あと結局放課後出て勝手にやっぱり小学校を移動させるのもいろんな校区外まで移動するのも大変だと思うので、なんかもうちょっと本格的なそういったプレーパーク的なものを、この話以外のところで別に立ててもいいような気がするんですよ。もうちょっと、そんな場所的にどうなんだろう。子供の動きとしては動きにくいですよ。そのような気はするんです。僕も大学でしか守口ってあれですけど。何か場所的に、もうちょっと動きやすい場所にそういう何か、それこそフラッグシップ的なものを立てるというふうな計画のほうにしてもいいのかなと。

○邨橋委員　だから、これを1つの手がかりとして。

○久保田委員　拠点にして、手がかりにして議論を始めてもいいのかなと思いますね。

○邨橋委員　守口独自のそういうふうなプレーパークみたいな、子供たちが自由に遊んで自己発揮できるような場所というのをどうつくっていくかと考えればいいかと思います。

○久保田委員　そっちの議論にしてもいいのかな。何となく、そこに何かつくってもそこまで、あそこあの場所だと何かいま一つのような気もしないでもないのが。結局、ここの同じ小学校の子がいるだけのような気もしないでもないの。そっちの議論にしてもいいのかなとはちょっと思いますけどね。

○邨橋委員　だから、そこから違うところに建て替えるという話ですよ。

○森委員　小さくてもいいから、いろんなエリアに子供たちが行けるような場所をつくってほしい。どんどん大きな行けてた施設が解体されて、もう近くになくなってきてるので。それは子供たちにとってかわいそうだなって。

私は日吉公園あたり人間なんですけど、日吉公園がやっときれいになって子供たちが本当遊んでるんですけど、では雨のときはどこへ行くのかって言ったら市役所、この地下のコミュニティセンターで遊んでいます。そこにいっぱい集まると、やっぱりほかの人たちも使ってるので「静かにしなさい」って言ってやっぱりちょこっとしたことしかできなくて、すぐ外に行くんですけど市役所の周りを走り回って遊んでいます。だから、確かに子供たちの遊ぶ場所が少なくなってるので、この児童センターは遠いからっていうのもありますけど、本当に小さなものを幾つかつくってほしいなっていうのはすごく思います。

○事務局　各委員のほうからいろいろ御意見賜っております。ありがとうございます。

先ほど横山委員さんのほうからおっしゃられましたように、梶小校区に児童センターがございまして、また放課後におきましてはその学区内で遊ぶというのが一つ基本となっているところでございます。これも重複しますが、梶小学校の子供さんたちの利用が非常に大きい。

その代わりですね、先ほど申し上げてます登録児童室というのが守口市ございまして、これは無料で利用できるという中で、各1年生から6年生の児童につきまして、学校の余裕教室を活用し、いわゆる市民パートナーと地域のボランティア的な形での地域支援員ということで、しっかりと子供を見守りつつですね、先ほど邨橋委員もおっしゃってましたように、子供たちの遊びを保障する場ということでございます。こちらを見学しますと、子供たちが宿題をしたりとか、絵本読んだり漫画を読んだり、付近でドッジボールをしたり。またときには放課後児童健全育成事業、これ有料の事業でございますけ

れども、入会児童数との連携があったりとか。またいわゆる行事、イベントごとですね。季節のイベントなども登録児童室で行っているというようなところとなっております。

またですね、森委員も今おっしゃられましたように、公園ということで、本市におきましては、公園のリニューアル、子ども子育て支援のためにですね、そういう目的も兼ねリニューアルしてございます。大枝公園とかよつば未来公園とか、御覧いただきますと非常に家族連れで人気のある公園となっております。こういった部分での子供たちの遊びの場の提供であったり。

さらに守口市で言いますと、かなり道路狭隘でボール遊びができないような状況でございますので、ボール公園ということでネットを張りまして、地域の子供たちが遊ぶ場という部分も今環境整備しているところでございます。こういった中で、児童センターにおきましては、一つそういった役割は終えたのかなというところで今御提案させていただいているという背景でございます。

○邨橋委員　ごめんなさい。私は建物を潰すのが問題にしてるわけじゃなくて、児童センターをなくすというのが問題だと言ってるんです。児童センターをどこに建てようが、それは私はいいいんですよ。だからそういう機能を持った施設をつくってあげてほしいというだけの話です、はい。学校に行けない子供いてるのであれば、学校に行けない子供が行ける場所をつくってあげてほしい。

○久保田委員　そうした意見も含めて、ある種共通してるのは、子供の遊び場というのを保障するようなことは、この1個の建物をどうするかという話ではなくて、子供の遊びを保障するような守口市という方向性でいろいろなことを考えてもらえればなというふうに思います。

○津嶋委員　今まとめていただいたように、いわゆるこの意見としては、機能として今かけてるっていうか足りていない、不足しているような部分も含めて、大体の、うちも含めてやはりそういうものを目指して考えていただくというのが大切になってくるのかなと思うので、はい。それは先ほどの場所のことであるとか、いろいろ今の構想はあると思うんですけども、しっかりとそういう機能をつけて、ただただ廃止で小学校でっていう話ではないというところかなと思うんですね。

○邨橋委員　だから、そういうシステムをきっちり管理できる部署をつくってほしいなど。

○久保田委員　それ本当に、その方向で考えていただきたいなということで。この1個の建物っていうとどうしてもいろいろあると思いますので、いろいろ老朽化してるとか場所的にもっていうのもあると思います。こうしたその機能のものを、小学校以上の子供たちのサードスペース的でしっかりと遊べるようなところをちょっと考えていただけたらというふうに思います。

○津嶋委員　にじいろ認定こども園の件よろしいですか。

これ計画では、東部エリア、中部エリア、南部エリアということで、先ほども細かく確保方策と量の見込みも説明いただいたんですけども、実際にやはりこれ先ほどからの答えとしては、南部地域を除いて皆足りていないっていう部分で言われてたんですけども、これ実際にやはり民間園に委託していこうという方向性の中で、そもそもそのエリアについてバランスを取ってこなかったというのが正直あると思うんですね。

なぜかと言いますと、この前の私立保育園の3園お願いしたいということで、どこかに委託したいということで開設をしてもらいたいということですけども、結局のところ株式会社が3園取りましたけれども、実際私もそれは予測していたんです。やはり駅に近いであるとかですね、利便性のことはやはりまず第一義的に出てきますので、ほぼほぼみんな南部に集中したんですね。実際駅前にそれが建つわけですけども、そういうところからすると、この数字が、そのときには募集をかけるときにエリアは多分募集の条件には当てはめていなかったと思うんですね。多分実際それ、そうだったと思うんです。その結果、やはりそれを受けたところはですね、どういう立地がいいかと。

今、幼稚園とか保育園業界では、「安・近・長・新」というのが言われてまして。一つは安い、安。近い、近。長というのは長時間預かってくれる。新というのは、新しい施設。これがいわゆる保護者の

ニーズ。冗談ではなくて、我々の、いわゆる保育士不足も言われてますけども、少子化の中で今度園児の獲得が難しい、確保が難しいという時代がやってきてるんです。法人でももう潰れてるところは全国で言えば出てきてますし、こういう中で、そういうことを考えれば、やはり近い、駅近で利便性が高い。新しい、全てこれ当てはまると、そういう場所に来てしまうんですね。だから、何も不思議ではなくて、私もそういうふうに予測してましたし、実際にそういう現状がある中で確保方策ではちゃんとエリア分けがされているので、そういう意味で言うとね、結果蓋を開けてみれば、そこへ来たところは確保ができるわけですけど、それ以外のところはそもそもそこには足りない状況が生まれてしまうということも一つあると思います。だから、このことも踏まえてやはり考えていただかないと。これまたね、これに付随したいろんな課題というのはまだあるのでこれでは終わらないんですけども、ここの部分がその計画としてどうなのかということなんですけれども。

○久保田委員　　実際なんか、やっぱり提案されたエリアで評価をね、点数を埋めるみたいなのところもありますからね。要するに、大体みんなで出したいところは同じようなところを出したいわけですね、長期的に子供がいっぱい来るようなところに出したいわけですけど、でも実際現状足りてないところが別だったら、そっちを提案したほうが点数高くするみたいだね。そういうふうなところをやってるところがありますので。ちょっとその辺り、守口市で最初選ぶところまで僕はどうなってるか知らないんですけど、そういうことを考えて、今回もう決まってしまったんでね、それはあれですけどね。いろいろ考えてもいいのかな。

○郵橋委員　　守口市へ委託業者の方が電話したとき場所はどうなんですかって聞いたら、場所はどこでもいいですからつくってくださいって返事をされたというのは、又聞きしました。ということは、何か数だけこなせばいいんじゃないかという体制なのかな。

見てもらったら分かるとおりに、子供のピークは令和4年なんですよ。令和6年って言われてましたけども、実際に0歳から4歳の数を見たら、令和4年がピークなんです。そこからは全部下がっていったるんですよ。なのに去年、新しい保育園をつくりましたよね。小規模もやりましたよね。それでなおかつ、まだ足りないから民間移管にして定員確保。絶対反対ですよ。それやったら、もう令和11年には全ての数を1号と2号の予定員で賄えるのであるんやから、それまで我慢するということであと4年間我慢すればいいわけやから、何も民営化する必要はないとは思いますが。

それとあと、民間園が受ければうまくいくっていうふうに全部書いてます。民間園、そんな簡単にはいきません。お金がありません。物価高やから、最低賃金、年度途中で上げられて給料上がる。おまけに採用はできない。採用するための費用が1園当たり400万円から500万円。子供たちの保育のところにかかる費用を組み込ませて採用してやっともってる状況なのに、簡単に民間移管すればいいというふうに、民間移管に全て任せるような書きぶりはやめてほしいなと思います。

既設園が保育士採用を順調にできたなら、この8月現在で、今までの去年の統計ではクリアできてたんですよ。去年のね、募集人員で。今年比べてみますと、今年は今まで弾力化運用といって上乘せして取れたのを定員に合わせろという指導が入ってますので、みんな各園遠慮して定員で出してきました。そしたらトントンです。先生の数もちょうどです。ということは、みんなそれなりに頑張ってやってきてるわけです。なのに、また新しい園をつくるのかという話になってしまう可能性がありますよね。あと数年弾力運用頑張ってやれば、問題なくこの数字はクリアできるはずなのに、何で今慌ててそこに弾力運用を止めて定員と実員の数合わせを求めてくるのか。そんなに急ぐ事業ですか。国が言ったからってすぐしないといけない事業ですか。

待機児童を抑えられるのであれば、そこはもう少し市としても、市議員さんが言うのであれば、市民の方が言われるであろうが、やっぱりそこはちょっとこれから先のことを考えていけばいいと思うんですよ。もう既に令和4年で0歳から6歳の数が7,661人から、翌年度は7,647人、7,58

9人とどんどん下がってます。その中で施設をつくっていくという方向で動くというのは、おかしいと違いますか。既設園が頑張ったらいけるような体制を取ればいいんですけども、新しい民間移管をするということになると、新しい事業者が入ってくるかも分かんない。その事業者がどういう行為をするかも分からない。その危険性っていうのもあると思います。

それと、もうここでは絶対言わせてもらいますけども、保育者採用がこれうまくいくかどうかの重要な論点なんですね。いつもこの論点になると、補助金の話が当然出てきます。事務局からちょっと待ってください、それは論点が違いますって止められてしまうんですね。今回は言わせてください。結局、保育士確保のための補助金40万円出ますって、新卒に40万円出ますって言うけども20万円は園が負担なんですよ。新卒採用すればするほど、この20万円が人数分上乘せになってきます。そこへ持ってきて事業者を介すれば、1人当たり100万円とかかかってくるわけですよ。こういう対策をぜひ何とかしてほしい。

考えてもらったら分かりますとおり、大体が新卒の先生、1年目で大体300万円ぐらいなんですね、ちょっとましなところで。3人採用すれば3,000万円です。1人採用できる分、ここで食っちゃうわけですよ。それは先生足りませんよね。

それともう一つ、久保田先生はよく御存じだと思うんですけども、学生さんの数が減ってます。どんどん減ってます。その中でどんどん施設を増やして定員を増やして食い合いをさせられてる私たちなんですよ。ちょっとそこは考えて公立としてはやってほしいなと思います。行政としてはやってほしいなと思います。今まだ各施設余裕があります。公立園を廃止するのは、多分お金がないからでしょう。違いますか。単にお金を浮かすために。

○事務局 財政効果は一定書かせていただいておりますけど、それが目的というあれではないんですけど、財政効果は一定見込まれます。

○郵橋委員 ですよ。それ以外の効果がちゃんと生まれればいいわけやから、この1億6,000万円ほどを民間に全部配布してください。それで先生を採用して、それだけの分吸収できるはずですよ。そういう意味では、民間移管は私は廃止してほしいと思います。

もしどうしても残すというのであれば、民間園にとってモデルとなる園をつくってほしいんですね。それはさっきも出ている障害児が増えてきたとか、コミュニケーション能力がうまく育ってない子供たちをどう保育しているかというのを、民間園は若い先生が多いです。公立の園ってみんな割と年よりの先生ばかりですよ。それだけ能力あるはずだから、そこでモデルとしてこういうふうな指導をすればいいんですよって教えてくれればいいと思いません。そういう施設をつくるのであれば、反対とは言いませんけれども。でもそれですらできないのであれば、もう公立園として民間移管するというのは反対ですよ。

もうこれから先、少子化がどんどん進んでいく中で、今目指すべきなのは何か。もうずっと言ってるのが、子供が少なくなったときに、どう園をたたんでいけるようにするのか。どう周りの辞めていく園をサポートしていったらいいのかを考えてくれつつも、それはいいですけども、それはいいですよ。そうじゃなくて、民間園を民間移管して定員を増やす。新設園をつくって増やす。新設園3園も反対と言ったのに、実施された。小規模も実施された。そういう状況だということは、よく委員の先生たちも知っていただきたいなと思います。本当に愚痴ですけども、今までそういう話をしようとしたら全部止められてたので。はい、よろしくお願いします。

○事務局 今回の移管につきましては、新たに保育が確保方策が足りてないと。子供の数も将来的に減っていくというのは行政のほうも認識しておりますので、公立で持つのではなくて、新たな施設を認可するとか募集するとかっていうのではなくて、民間移管をしてこの確保方策を一定柔軟に対応していきたいというところを出させていただいております。

○郵橋委員　これ申し訳ない。だから、先生が採用できない分、採用できてればカバーできるって言うてるんですよ。何でそっちを取らないんですかね。先生の採用のほうの補助金を。

○事務局　ですので今回の確保方策の中身はですね、その民間移管に関する効果額につきましても、新たなさらなる保育士の確保方策の充実っていうところも我々としてはセットで打ち出していきたいと。当然受入れが民間施設でのさらなる受入れが必要になってくるというところですので、民間移管だけでっていうことではなくて、加えてセットとして保育士の確保方策であったり研修とかしっかりさせていただいたりとか、巡回支援とかっていうところもセットでやっていかなければいけないというところで、セットで出させていただいと。

行政といたしましては、現在その確保方策が足りていない部分につきましては、このまま放置というのはやっぱり行政としてはできませんので、これをどのように市として確保方策を図っていくかっていうところはしっかりと考えていかなければならないというふうに考えておりますので、その中で東部につきましてはにじいろを移管して柔軟に受入れを図っていききたいというところではさせていただいてるというところで御理解いただければなというふうに思っております。

○郵橋委員　民間園としては、公立園を受けて、うち全部面倒を見ますということはどこも思ってないですよ。それよりも、定員を引き下げられることをやってる園は定員クリアです。定員が足りない、先生が足りない園、そこの先生が入れば当然受入れができます。1号と2号の余りの数と3号の不足分、ほぼトントンでしょう。これをうまく調整するように働きかける補助金を出すほうが、本当は早いはずなんですよね。これも前から言ってます。施設改修の補助金と先生採用補助金を早く出したら、それしなくて、新規つくらなくてもいい。つくればそれだけのまた補助金、建築の補助金が要ります。でも出しましたよね。ちょっとそこらは、もう少し考えていただきたいなと正直思ってます。私たちがここで何をどう言っても流れていくんですから。私たちは何のためにここに出るんですかね。

○津嶋委員　施設、公立を廃止して民営化をするということですね、私たちも、いわゆる行政としてのメリット、財政効果はよく分かるんですけどね。ただいまのこの状態、いわゆる少子化を目の前にして、子供も今、平成29年の4月からこの守口が無償化したので、そこからは一気に増えていったんですね。0歳から5歳児は。毎年100人ずつは増えていったんですけども、もう今いよいよ微減に、減少に入ってきているんですね。これは、制度が一定年数がたってきたことと、それともう一つは、周りの近隣市もこの乳児の無償化をやっていこうという、これはやはり獲得や少子化の下、園児の獲得・確保、自治体としての生き残りをかけて人口増を目指すということで、こういうことが始まりつつある。実際に始まっているんですね。

ですから、こういうことを読み込んだときに公立を廃止して民間って、行政としては、確保いわゆる数の確保ですね。受入れ皿の確保をしたいということは分かるんですけど、私どもにとっては、いろいろなほかの各市も含めてですけれども、企業が入ってきたりとか参入してくるということは、ここから競争が始まるんですね。競争が。この中で、いわゆる経営とか運営という意味が持つのかどうかっていう話になってくるんですね。それを上回る状況の子供の数であるとか、いわゆる経費ですね。補助や給付費の部分が入ってくるのであれば、ここは何の心配も要らないんですけども、我々としては今後これが本当に維持できるのかという状況に入ってきているので、この数字からも私冒頭言わせていただいたように、そのバランスのこともまず考えていただかないと、ここにどんどん建てば乱立すれば、そのうち近辺にある保育園や幼稚園や認定こども園はもちろん園児獲得に苦しむわけですし、それがコンパクトにしていけばいいといっても、すぐに教職員を切るわけにもいきませんし。

逆に、先ほど言ったように特別支援とか支援を必要とする子供たちが今現状増えてきているわけです。そこには必ず入ってきてからしか分からないところがあるんですね。集団生活が始まって、まだこの子にはマンツーマンのレベルが要るなとか、先ほどの基本生活習慣も含めてまだ人が必要だっとなっ

たときに、その保育士の確保はやっぱり今できない。それは現に民間移管をした3園の保育園についても、いまだこれネット上で私の知る限りの園長も募集してまし、あと保育士も正職員もまだ募集をかけてる状態。この今4月からスタートする施設が、未だに募集をかけてるわけです。まだ獲得できてないんですね。だから、これが今現状ほかの施設も含めて全て保育士を確保したいということでかけるわけですから、行政としては先ほどの確保政策として補助金を出そうとか、40万円のこともしかりです。それぞれいただいているんですけども、私たちはそれを上回るその危機感というか、そういうところが打ち勝ってしまっているの、なかなかこれでもってまた新たに民間移管、どこが来るか分からない。ですから、既存の園で声をかけたときに、実際に今まであった園がどこも手を挙げていないんです。それをやりましょうという。これはやはり先の見通しというか、先行きが不透明なことがやはり分かっているからだと私は思っているんですね。

だから、そういうことも含めて今本当に次計画で見ますと、令和9年からのスタートですかね。いろいろ民間移管して、計画で。そうすると、これからの数字というのは、非常に人口動態が大事で。まさに近隣市も乳児の無償化を始めたときに、全て今度は転出とかですね、どんどん増えていく可能性もあるわけで。こういったときに、守口市として計画どおりの人数、確保方策、それが合致するののかということなので急ぐ必要はないのではないかと。長期的なスパンでもってシェアでもって、今必要なのかどうかということも考えていただく必要があるんじゃないかなということも申し上げているところで

です。ですから、そのことも含めてトータルに施設がどれだけキャパがあるのか。それで先ほど言いましたように、守口はどこでも行けるから、どの場所でもいって言うのであれば、保護者はどこでも選ぶはず。ただ子ども一方では、行きたいところに行けないという保護者の方もまだまだたくさんいらっしゃる。これはミスマッチということになります。待機児童はゼロとうたっていても、やはり行きたいところに行けるかどうか。ですから、建てたからといって全てそれがそこで潤うかどうかということもやっぱり分からないですね。だから、そこはまた企業努力であるとか、私どももできる限りの受け入れができるように努力しているのも事実ですし、特別支援の子供たちも実際に応諾義務もあります。そのこの部分は受け入れたいのですが、実際に保育の安全性とか、そういうところから考えると、やはり保育士がいなくて受け入れてその子供にけがをさせてしまう、こういうことがあってはならないので、こういう意味で御説明をして、受け入れたくても受け入れられない現実があると。これはどこの施設も同じ悩みを持っているので、こういう部分でやはり新たにそういった施設の受け入れ施設であるとか、わかすぎ園という、そういういわゆる知的障害を持つ子供たちを受け入れる療育施設もあるんですけど、そこもいっぱい入れない状況があるので、そういったところも特化して守口市としては考えていただきたいです。

公立園の意味・意義というのは、これはセーフティーネットとして3園は残そうということで前の市長がちょっと話し合いの民間移管ときに、公立3園はセーフティーネットとしてそういうことで受皿にしよう、受けていこうと。ただ子ども今は、これは全て民間移管といったことになれば、今お話にも言われていた特別に支援が必要な、配慮が必要な子供は全て民間で受けることになるんです。だから、これ民間の体制を整えていなければ、民間に委託してお願いしますというふうには書かれたとしても、民間は受けられませんとしか言いようがないです。だからこういう問題が本当に解決できるかどうかを真剣に議論して、その中でこの決定を見ていただきたいというのが本心というか私の思いです。

○郵橋委員　　だけど、ちょっと多分無償化の経緯は御存じないと思うのでちょっと説明しますけれども。守口市は平成27年に0歳から5歳まで無償化にしたんです、小学校行くまで。当然小さい子供たちがただで預けられるのであればというので、門真からいっぱい移られました。守口の人口は増えました。おかげで待機児童は大変でした。一挙に二十何園でしたかね、小規模をつくるという時代になって

ます。その後令和2年というか、具体的には、令和元年10月1日から国の無償化が進みました。国の無償化が進んだことによって、3歳4歳5歳は保育料要らなくなったんですね。守口にいた3歳4歳5歳がでられました。ただ、0歳1歳2歳の方はまだ無償なので入ってきはります、という状態なんです。

ところが、令和7年には大阪市は多分無償化になると思います。もうほぼ決定です。それと同時に、寝屋川も無償化やりたいと言ってます。乳児は無償化。門真も乳児の無償化を進めたいんやけどもということで、財政的な負担が大きいからということで今とどまっていますけれども、近隣市が無償化を進めるとこの0歳1歳2歳の数も減ります。としたときに、今ほかから入ってきてる0歳1歳2歳が入ってきている状況でもう既に4年でピークなのに、ますますそのピークの落ち方が下がってくるとすると、あとは保護者が働きたいという要求がどれだけ上がるかだけが課題になってくるんですけども、国は大体80%から85%で頭を打つやろうという想定で行ってますし、多分市もその想定で計算されてるはずなんです。するとこの数字よりももっと子供の数が減ってくる。ということは、当然、待機児はなくなるだろうし、利用申請の数も減ってくる可能性はすごく高い。その中で、定員拡大をしていくのか、既設園でそこを吸収するような動きを取れないのかっていうのが私が言ってる話なんです。

○津嶋委員　ですから、すみません。この先ですね、子供が減ってきて数の見込みが大きくずれてきたときに、民間園が乱立していろいろと建ってしまった上に、必ずその園児が不足するところが出てきたときに、運営や経営まで補償をしていただけますかというのが、民間の立場なんです。

ですから、民間園に移管するというのも、公立が調整弁になって、それを公立を閉じましょうということ、これは市のところへの財政的な課題とかも、閉じることによる財政効果もあると思うんですけども、民間園は、いわゆる運営経営というのがついていきますので、これ閉じますというのは、いわゆる潰れる、企業で言えばいわゆるもう潰れるね。廃園ですね。結局こういうことになるので、こういうところの保障。いわゆる減ってきたことによって、そこまで保障をしていただければ、私たちもそこは頑張らしようということになるんですけど、そこは誰も責任は取っていただけないと思うんです。この辺りの問題については、これからの数のことは、非常に大きな問題・課題になってくるので、今言っていることは、支援の必要な子供に対するその受皿のこともそうですけども、民間が全て、全部公立を廃止して民間になってすれば、もちろん間違いなくそういう子供たちを受け入れる体制を整えなければならないので、それがかなうのかどうかということは、各施設に聞いていただいたら分かると思うんです。今の現状でその保育士を確保することはまず無理だと考えています。

ですから、そういう一つ一つの課題と現場の状況というのは、やはりまず知っていただく必要があると思いますし、行政もそのことを含めて支援政策を今いろいろ考えていただいているんですけども、これが叶ったときに私たちも賛成はできると思うんですね。だから、今の状況というのはどういふところにあるのかということ、もう少し長い目で見えていって、そこにもって努力として私たちも保育士の確保ができれば、それはそれぞれの園で何人受けれます、これ調査をしてるんですね。実際に我々独自に。実はこういうこともかなうように、そこは行政等でタイアップしながら、これだけは必ずそれで支援をいただけるのであればやりましょうということは言えると思うんですけども、実際にそれとその部分がね、担保をいただけなく、それで増やしますっていうのはもう今は時代錯誤になっていくのかなと思います。これは各自治体、ほかの自治体も同じように今声が上がっている状況で、我々の認定こども園や幼稚園・保育園としては、どういふふうにかのあと存続していけるのかっていうことにはなってくるので。この数の見込みというんですかね、これがどう推移していくって、非常に結構ぶれてますよね。言うたら数字、先ほど会長も言われたように。言うたら、ここの見込みが全くびたっとね一致して、それちょっとまたミスマッチというか、本当にそれが数があるから全てそれが吸収できるかということとはまた違ってくるのかなと思っています。

○事務局 繰り返しにはなるんですけども、やはり今現在、確保方策が足りていないというところもありますし、それを柔軟に対応するというのを加えまして、本市の行政経営プランにおきましてもですね、市内の保育の受皿の確保状況や市の職員の確保、退職状況を踏まえて、順次民間移管するという基本的な方針の考え方がございます。その中で、現在足りていない確保方策について民間移管することによって柔軟に、一時的には柔軟に受入れすることができる。それを、現在本市のほうでは新たな保育士を採用するというところもございませんので、そういった方を柔軟に活用して受入れ確保方策を整えていくと。

加えまして、障害児の受入れにつきましてもいろいろ御意見ありましたように、公立施設だけがその役割を担うものではなくて、市全体としてしっかり受入れしていかなければならないというところで、そこにつきましても、セットで議論していくべきものかなというふうに考えております。

○事務局 今回御提案させていただいてますのは、今課長が言いました、一方ですね、この財政効果といいますか、この浮いた財源を、全てとはなかなか申し上げられないんですけど、その分を活用していろいろ民間園に本当に真に葉になるといいますか、そういうふうなものを充てたいなというふうに思ってます。具体的にはちょっと若干ここに触れさせていただいておりますけれども、私が大事だと思ってるのは、保育士の確保と、あと加配の部分に対する補助の部分だと思ってるんです。そこをいかにこの財源をもって充てるかということを担当していきたいというふうに思っておる次第でございます。

○郵橋委員 ちょっといいですか。先生の職員の給与水準ですけども、民間の場合は大体25万円からよくいって25万円なんですね。公立だったら、大体25万以上なんですね。ましてそこへ持ってきて、賞与が民間で多いところだったら4か月、公立園だったら4.5か月。それに扶養手当、住宅手当等がまたつきます。民間はついてないところのほうが多いです。こういうふうな給与条件の差がある中で、どれだけ先生が民間園を雇えるのかなと私はちょっと思ってしまうんですね。採用しても来ないんですもん、現実に。給料を上げようと思っても、人件費比率が70から80に入ってしまうと、もうそれこそ園は潰れる目前ですよ。今大体70近くでいっている園が多いと思います。一部超えてるところもあると思う。それでなおかつ、先生の採用を進めろ、誰でも通園も目の前に来てるから守口は実施の方向で検討するために民間に協力をしてほしいとか、できますかと正直思ってしまう。どうですか。

○事務局 今回民間移管の方針を出させていただいておりますけど、一昨年ですかね、保育所を公募したときには、やはり応募団体の事業者も複数ございました。外島の移管につきましても、事業者も含めて応募がございましたので、保育士確保、いろいろ御苦労されてると思うんですけども、確保されている事業者もございますので、そこは市としてしっかりバックアップをさせていただければ確保につながるものではないかなというふうには考えてございます。その中で、新たな新規認可というのは、我々も今後の少子化を踏まえると新規認可ということでは当然ではないというふうに考えておりますので、民間移管という形で出させていただいてるというところで御理解いただければなと思います。

○津嶋委員 先ほどの答弁の中での、いわゆる特別支援についても公立だけが担うものではないということもおっしゃってました。もちろん私たちも今努力してやっているとところなんですけれども、今市が進めようとしているのは、公立を3園あったのを1園廃園、廃止すれば移管、もう1園を移管、何度も繰り返しなりますけど、全て民間で担う状況をつくっていくというか、そういうふうな方向性にいってるので、そこはあえて先ほどの言葉で言えば、今度は民間で全てそれを担ってくださいねということになるので、こういうところの今難しさがあると。

それと、これ以前も郵橋委員が言われたことありますけども、支援の要る子供たちが確定するというか入園が分かってくるのが、一番遅い子だったら4月前の2月ぐらいとかになってくるんですね。そうなってくると、もうそのときには私たちも子供たちを受け入れるための人員の配置はもう終わってるん

ですね、募集。その後でそういう形になったときに、それが受け入れられるかどうかという課題・問題が出てくるんですね。こういうことも、私たちもそのお母さんの思いも含めて入園したいんですけど、この時期的にそれが募集という申込みをされて後から来られるので、その前にはもう1号の、園で言うという1号認定の幼稚園由来の子供たちの入園が先に決まるんですね。その後に2号3号という保育園以外の子供たちの入園が決まってくるので、こういうタイミングのずれが、今度はそのときにちょっとフォローが要りますとか配慮が要るってということが起きたときの、ここのまた人材の獲得が難しいという、この問題も大きいんですね。

だからどこまでいっても、やはりもちろんインクルーシブで小学校と違って支援学級、通級と通常学級というふうな分かれはないので、同じインクルーシブの同じクラスで保育を進めるという難しさがあるので、ここでもってまた保育の中の質をどう維持できるかとか、やはりそういう子供たちも含めて、今までの民間であれば進めてきた保育の独自性とか特徴とか、こういうことも維持できるのかどうかということになってきます。いろいろな保護者からのニーズというか、それを思っ込んで入ってこられる方もあったりとか。ですから、民間って言うくくりで民間に委ねれば、すぐにスムーズにいくって言うのではなくて、民間は民間で努力を、自助努力もしますし、園児募集という努力も必要になってくるわけで。そういうところで、公立とのすみ分けというのがあってしかりではないかなと。

ですから、やはり公立は公立としての意味が、存続させる意味が私もあるのかなと思いますし、わかすぎ園とかですね、いわゆる子供が民間の園に行きたいと言ったときに、そこでのアドバイスであるとか、発達相談の支援の相談では、公立園のほうがやはりこの子にとってはいいですよって言う、人の配置であるとか、その保育の内容であれば、そういうアドバイスを受けられてるお母さんも、もちろんいらっしゃるんですね。だから、それが今度全てが民間になったというときには、そのお母さんがやはり全て我が子のことを考えて合致したところを探さなければなりませんし、それが本当に受け入れていただける体制が整っているかどうかというのについては課題が残るのかなというか、もうその時点の状況によるので、そういうことになるので、こういう問題が必ず出てきますよということは私もここでお伝えしておきたいなと思います。

○郵橋委員 障害を持つ子供を受けるとすごく難しいんですよ。保護者の人が理解してはあったらいろんな話ができます。でも保護者の方が理解されてない場合もよくあるので、そんなときに、「お宅のお子さんね」という話をしたら「何を言うんや」とてもう頭から怒られる方もいらっしゃる。そうかと思うと、うちなんかは、発達相談には必ず担任が行くようにしてます。行事等ね、大きい行事とぶつからない限り。そうすると、あそこはちゃんと面倒を見てくれるところだと言ってがばっと重なって一挙に10人来られたらもう受けられないって。「申し訳ない。順番でいくと、お宅、すみません、もう受けられないんです」と言ったら、「おまえは何を言うんや。うちの子の育ちを無視するんか」とみたいに怒鳴られる。そういう思いをしながら受けてきてるんですよ。

その努力をすればするほど、子供たちが成長するのは分かってるけれども、受け入れするための周りのスタッフの人数であったりとか経験というのがすごく大事ですし、新しい子供たちがいっぱい来ます。同じ障害を持つ子だけが来るわけではないですからね。いろんな子供たちが来るから、また新しい経験を積み重ねていくときの相談相手というか、話し相手になってくれるような施設があればいいなと思うのは正直なところですよ。経験だけで子供たちに積み上げていくという失礼なことがないようにしたいと思いますから、発達相談にもついて行ってますし。そういうふうなことをしようとすると、担任が抜ける時間、そこを補う人が当然要るわけですよ。そういうふうなスタッフの人員配置がどれだけできるのかって言うことになってくると、先ほど言ったように、かなり求人的には難しい面がいっぱいあるっていう。

○事務局 この間ですね、本市平成29年、幼児教育・保育の無償化が始まった中で、その当時は非常に待機児童数が平成29年、48人、平成30年、48人と出てまいりましたけれども、平成31年以降はゼロで推移してございました。

令和5年4月に33人ということで、待機児童、久々に出た中でですね、やはり本市のほうも待機児童と合わせて未利用児童数が354人ということで出ておりました。隠れ待機児童数って言われる部分でございますけれども、この辺りもしっかり解消をしていくという中で、その当時小規模5園と、それから令和7年4月から新設の保育所3園、また外島認定こども園の利用定員の増を図っていくという形で打ち出ささせていただいたところでございます。

今現にですね、この前の令和7年4月の一斉入所にて申込み数が対前年度比139名、10.6%の増という、速報値でございますけれども出ているところでございます。先ほど来、邨橋委員、津嶋委員がおっしゃっておられましたように、大阪市近隣市のほうでも、いわゆる幼児・教育・保育の完全無償化という部分の検討に具体的に入っておられるというところでございますので、そういう部分で都市間競争が出て、また保育士の競争、また乳幼児がどんどん減っていくという形の競争がちょっと入ってくるというところでございます。その辺り我々としても重々認識してる中でですね、要するに児童数減っていくという中で、本市としては、いわゆるこの前の保育所3園を新設したという部分での増ではなくですね、今回公立を民間移管するという従前の令和6年2月の方針もでございますので、その中でいかにメリットを公立園を民間移管することに伴ってメリットを生み出せるかという中で、この利用定員の増という部分で柔軟に対応するというような形で、今回将来的にはここ計画出てますように、児童確保方策が必要というところでも出てございます。我々としても、この間待機児童、また未利用児童数の増などに応じて適宜その都度都度ですね、対応を図ってきたところでございます。つきましては、今回も同様な形で民間移管することに伴って、確保方策も合わせて図ってきたというような形で御提案させていただいているというところでございます。

つきましては、すみません。こちら138ページにありますように、やはり人の問題が非常に、保育士してございますので、子供さんの発達を保障するという意味では、人の部分が非常に重要なまいります。

①はいわゆる障害児保育の補助基準額を一つ拡充していきたい。そして②につきましては、さらなる保育士の確保方策の充実、③が保育士等への研修の充実、④は保育士等への巡回支援の充実などということで、いわゆる人の部分にフォーカスしましてですね、より手厚く民間移管に伴って生じた財源なども活用しつつ図っていきたいという部分で、しっかりとその部分を担保しつつですね、今回にじいろ認定こども園を民間移管していきたいというところでございます。いわゆる今ある課題という部分はしっかりと踏まえた中で対応していきたいというふうに考えてございます。

○久保田委員 議論は尽きないところではありますけど、3時間程度ということであと5分ぐらいになってしまってます。

そのような、結局何か増やして保育の質が落ちてしまうっていうのがね、それ一番、長期的に持続可能な形で保育の質を維持しながら、もっと言えばこれね、本当はもうこういうので転入増になれば一番これはいいわけですけどね。なかなかそれは難しいかと思うんですけど、少なくとも保育の質を犠牲にする形で量を増やすっていう政策は、それはちょっとまずいと思うので、今出た問題っていうのをいろいろ本当に踏まえていただけて考えていただかなければならないというふうに思っております。

ちょっともう時間のあれで、本当に申し訳ないんですけど。ちょっと第六章の議論はこれでちょっとよろしいでしょうか。

それでは、最後に、事務局のほうから事務連絡があるとこのことですので、事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、事務局より事務連絡といたしまして、次回以降の日程と今後の内容について、御説明させていただきます。

まず、次回以降の日程につきましては、事務局より日程調整メールにてお知らせさせていただいておりますとおり、次回第43回を12月3日火曜日の10時から、次々回の第44回を12月17日火曜日の10時からで調整させていただいております。

後日、正式に通知文等を送付する予定としておりますので、御確認よろしくお願いたします。

また、審議の内容といたしましては、次回第43回には、こども計画の残りのパートについて、次々回の第44回には、その計画の最終案を審議し、子ども子育て会議としての答申を提出する予定としております。

なお、現在の予定でございますので、内容の進捗によっては変更となる可能性もございますので、御了承ください。

また、本日の内容にて何か御質問等ございましたら、後日でも構いませんので、メールにてお送りいただければ、事務局として調整させていただき回答させていただきますので、よろしくお願いたします。

事務局からの連絡は、以上でございます。

○久保田委員　どうもありがとうございました。

ということで、本日は本当に3時間という中で、それでも議論が尽きないところではありますが、委員の皆様にはお忙しい中、会議に御参加いただき、また貴重な御意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

これで本日の案件は全て終了しました。

本日の会議録署名委員は、森委員と永井委員にお願いします。

それでは、会議はこれにて閉会いたします。皆様、長時間にわたりお疲れさまでした。

閉会　午後6時00分